

高槻市情報公開制度の手引（改訂版）

令和6年4月



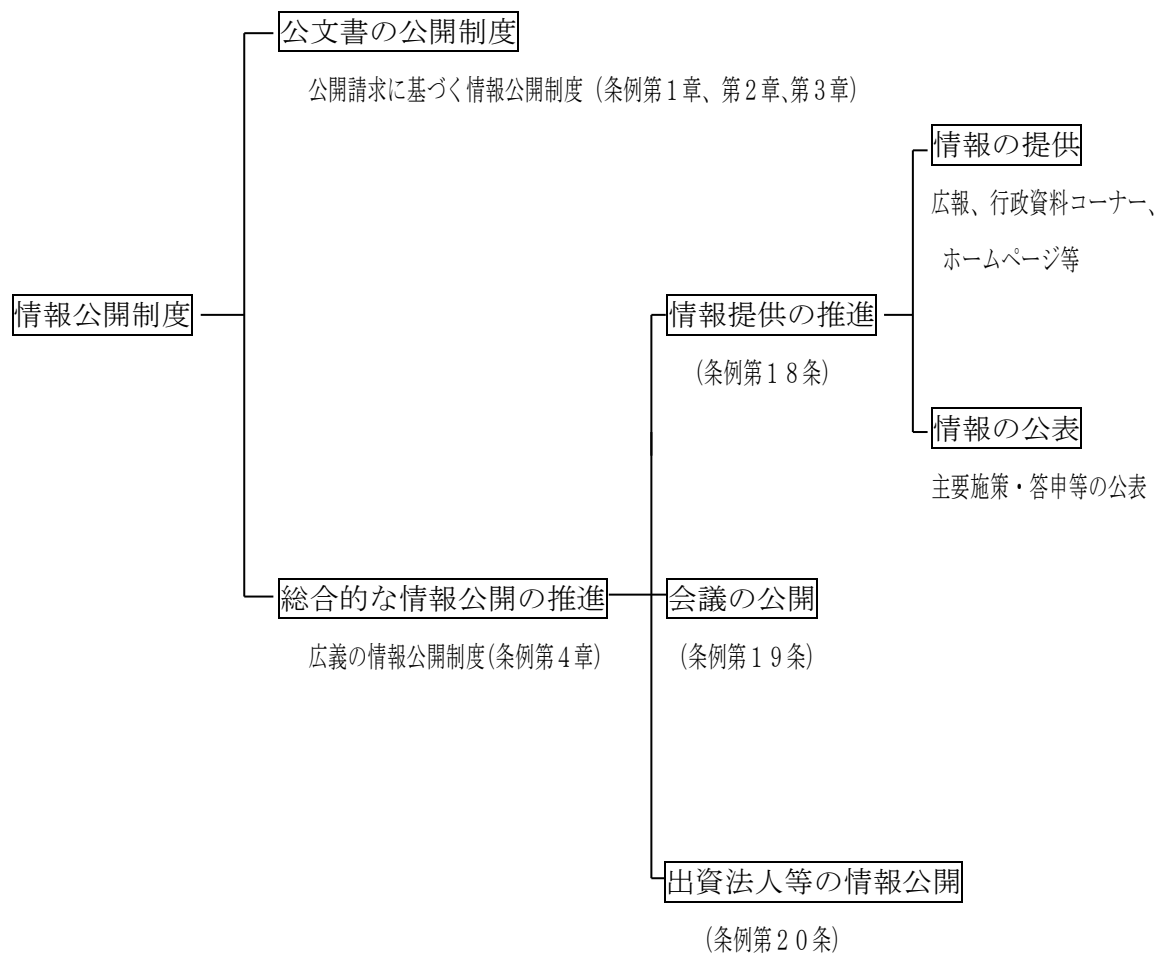
第1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の趣旨・目的

情報公開制度は、市が保有する情報を市民からの公文書公開請求（以下「公開請求」という。）に対して原則として公開することを義務付ける制度です。そして、市が保有する情報の公開は、広い意味ではこのほかに市の側から市民に対して積極的、能動的に行う情報の提供も含みます。

このように情報公開制度は、市が保有する情報の公開と提供を積極的に行うことによって、開かれた市政を築くための制度であって、この制度の適正な運用を通じて、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で効率的な市政を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とするものです（高槻市情報公開条例（以下「条例」という。）第1条）。

情報公開制度を図式すると次のようになります。



2 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです（条例第2条第1号）。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会

3 対象公文書

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、スライド及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関において組織的に用いるものとして管理しているものをいいます。

ただし、市民の利用に供するものや販売目的で刊行したもの、歴史的・文化的な資料、文書や図画の作成の補助として一時的に作成した電磁的記録などは対象から除かれます（条例第2条第2号）。

4 実施機関の責務

情報公開制度の実施に当たり、実施機関は次の責務があります（条例第3条）。

- (1) 公開請求をする権利が十分に尊重されるよう条例を解釈・運用すること。
- (2) 個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をすること。
- (3) 公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めること。
- (4) 公文書の公開と併せて市民が必要とする情報を迅速に提供するよう努めること。

5 利用者の責務

情報公開制度の利用者は、条例により保障された権利を濫用することなく正当に行使用するとともに、それによって得た情報を適正に用いる責務があります（条例第4条）。

6 請求権者等

公開請求をすることができるものは、次のとおりです（条例第5条）。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 市の行政に利害関係を有するもの

上記以外のものから公開の申出があった場合も、公文書の公開に努めます。

7 公文書の公開義務

公開請求があった公文書は、次の情報のいずれかが記録されている場合を除き、公

開しなければなりません（条例第6条第1項）。

＜非公開情報＞

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除きます。

ア 法令（条例を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活及び財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員）の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分。ただし、氏名を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合は、氏名を除きます。

(2) 法人等に関する情報

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除きます。

(3) 審議、検討又は協議に関する情報

市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 事務事業に関する情報

市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にす

るおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6) 法令秘情報

法令の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができない情報

8 時限公開

非公開情報であっても、期間の経過により上記のいずれにも該当しなくなったときは、公開しなければなりません（条例第6条第2項）。

9 部分公開

(1) 公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合は、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開情報を除いて部分公開します（条例第7条第1項）。

(2) 公開請求があった公文書に個人情報記録されている場合は、個人識別部分を除き公開しても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないときは、個人識別部分を除いて部分公開します（条例第7条第2項）。

10 公益上の理由による裁量的公開

非公開情報に該当するものであっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開することができます（条例第8条）。

11 公文書の存否に関する情報

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます（条例第9条）。

12 公開の請求（請求から公開までの流れ）

請 求 請求者は、氏名、住所、公開請求に係る情報の内容等を記載した請求書を提出します（条例第10条）。



受 付 法務ガバナンス室が公開請求の受付窓口となります。また、所管課においても公開請求の受付ができます。



決 定 公開請求があった日から起算して15日以内に公開の可否の決定を行います。正当な理由があれば、さらに30日を限度として延長することができます（条例第11条第1項及び第2項）。

また、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であって、45日以内に公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには公開決定等の期間の特例を適用することができます（条例第11条の2第1項）。この場合は、当該公文書のうちの相当の部分については45日以内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行います。



通 知 公開決定等をしたときは、速やかに決定の内容を請求者に通知します（条例第11条第3項）。



公 開 公文書の公開は、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録は、情報化の進展状況等を勘案して公開します（条例第13条第2項）。公開に係る手数料は無料、写しの交付については作成及び送付に要する費用を負担しなければなりません（条例第14条）。

13 第三者からの意見書の提出

- (1) 公開請求があった公文書に市の機関、国等、請求者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、第三者からの意見を聴くことができます。また、公益上の理由により公開しようとするときは、意見を聴かなければなりません（条例第12条第1項及び第2項）。
- (2) 公開に反対の意見書を提出した第三者の情報を公開しようとするときは、実施機関は、決定日と実施日との間に少なくとも2週間を置くとともに、公開決定をした

旨、その理由、公開の実施日を書面により通知しなければなりません（条例第 12 条第 3 項）。

第三者からの審査請求を棄却し、第三者の情報を公開しようとする場合も同様の通知をしなければなりません（条例第 17 条）。

14 審査請求の処置

- (1) 行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、実施機関は、審査請求が不適法であるときや、非公開決定等を取り消し、全部公開の裁決をするときを除き、高槻市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会が答申したときは、これを尊重して、速やかに審査請求に対する裁決を行います（条例第 15 条）。
- (2) 諮問をしたときは、審査請求人や参加人、請求者、公開に反対の意見書を提出した第三者に諮問をした旨の通知をします（条例第 16 条）。

15 情報提供の推進

総合的な情報公開を進めるため、市が保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により市民に明らかにされるよう、情報提供の推進に努めなければなりません（条例第 18 条）。

16 会議の公開

総合的な情報公開を進めるため、実施機関は、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な運営を確保するため、附属機関及びこれに準ずる機関の会議の公開に努めなければなりません（条例第 19 条）。

17 出資法人等の情報の公開

- (1) 市が出資している法人は、条例の趣旨にのっとり、情報の公開に努めるものとします。実施機関は出資法人に対して必要な措置を講ずるよう指導します（条例第 20 条第 1 項及び第 2 項）。
- (2) 市が出資している法人のうち、実施機関が定めるものは、条例の趣旨にのっとり、その管理する公文書について公開の申出手続、異議の申出手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、適正な運用に努めるものとします。実施機関は、規程の適正な運用その他情報の公開について必要な事項を指導します（条例第 20 条第 3 項及び第 4 項）。
- (3) 公開の申出に対する出資法人の回答に対して異議の申出があったときは、その回答について出資法人は実施機関に対して助言を求め、実施機関は、必要があると認めるときは、審査会に意見を聴くことができます（条例第 20 条第 5 項及び第 6 項）。

- (4) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理を行う場合は、上記の(1)から(3)までの出資法人に関する規定が指定管理者にも準用され、指定管理者は、公文書の公開の申出手続、異議の申出手続その他必要な事項を定めた規程を整備し、その適正な運営に努めるものとします（条例第20条第7項）。

18 運用状況の公表

毎年、条例の運用状況について公表します（条例第21条）。

19 情報検索資料の作成等

実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供します（条例第22条）。

20 他の制度との調整

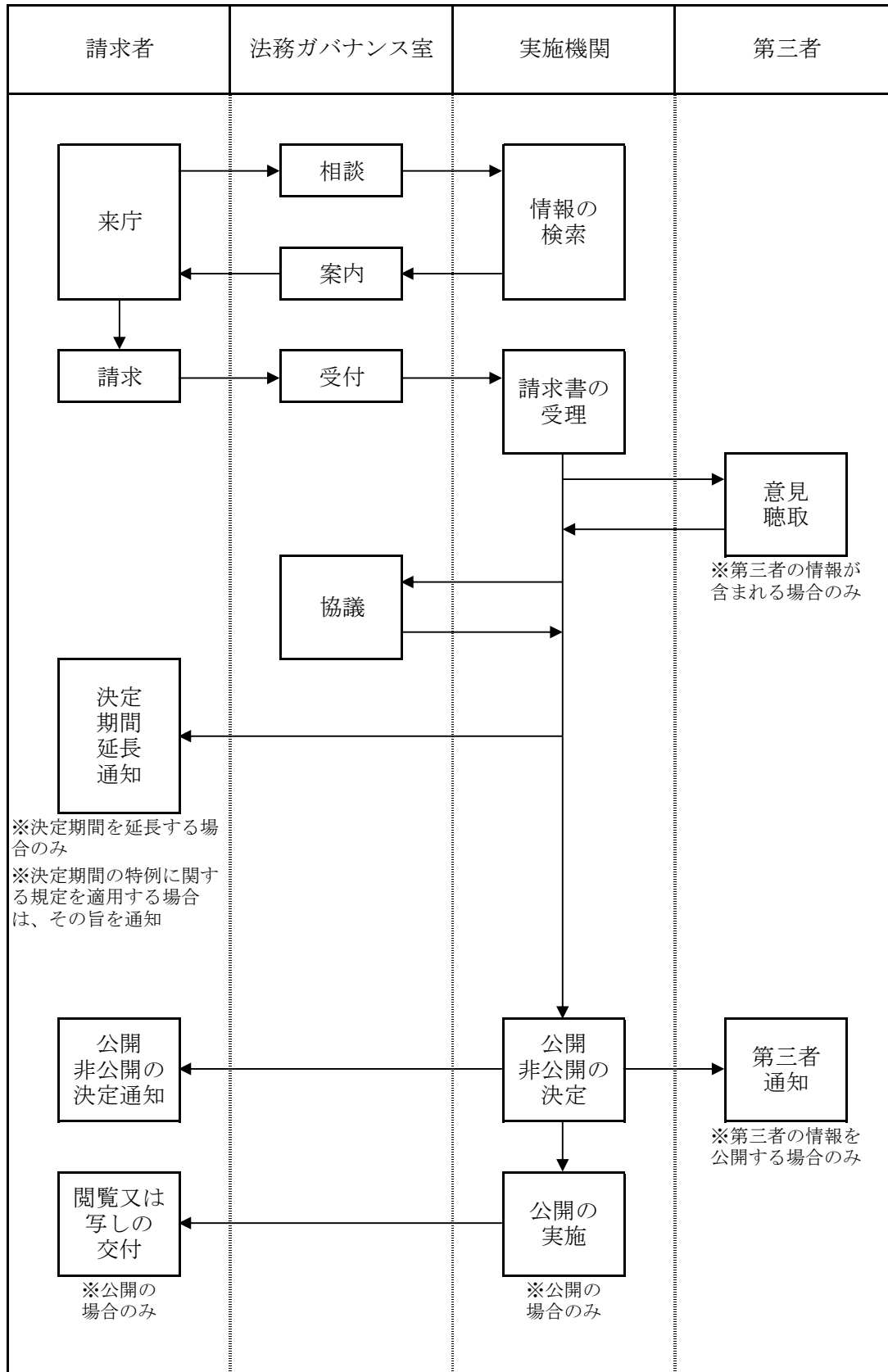
条例は、法令により公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合には適用しません（条例第23条）。

21 施行日

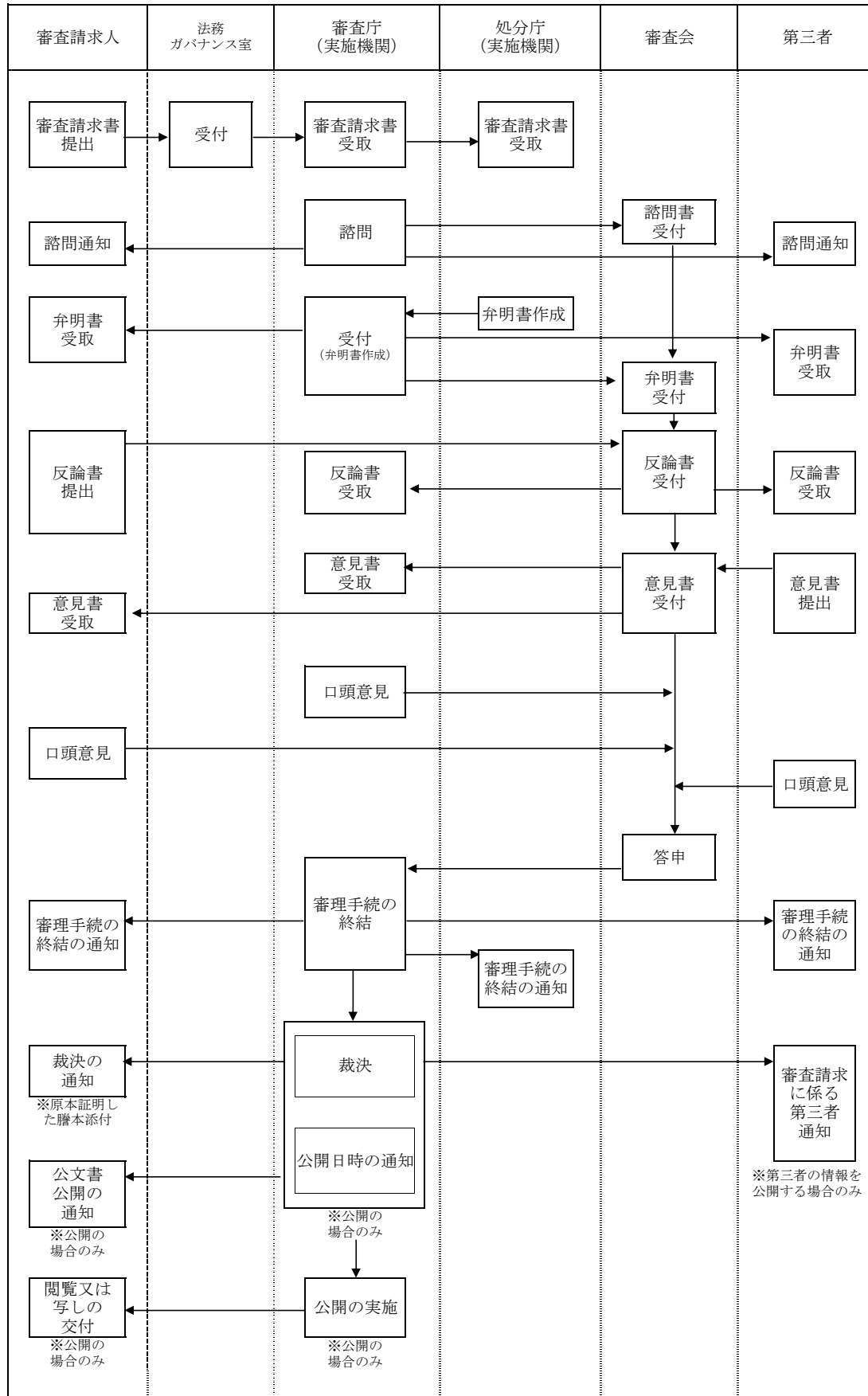
- (1) 平成15年12月1日から施行されました。
- (2) 平成17年3月25日に上記の**18**(4)、**22**に関する条文が改正され、同年4月1日から施行されました。
- (3) 平成19年9月27日に上記の**7**(1)ウに関する条文が改正され、同年10月1日から施行されました。
- (4) 平成24年12月19日に上記の**5**に関する条文が改正され、同日から施行されました。
- (5) 平成26年12月19日に上記の**7**(1)に関する条文が改正され、平成27年4月1日から施行されました。
- (6) 平成27年12月17日に上記の**11**、**13**(2)、**14**、**15**に関する条文が改正され、平成28年4月1日から施行されました。
- (7) 令和3年3月26日に上記の**12**に関する条文が改正され、令和3年4月1日から施行されました。
- (8) 令和4年12月20日に審査会に関する条文が改正され、令和5年4月1日から施行されました。

第2 公開事務の流れ

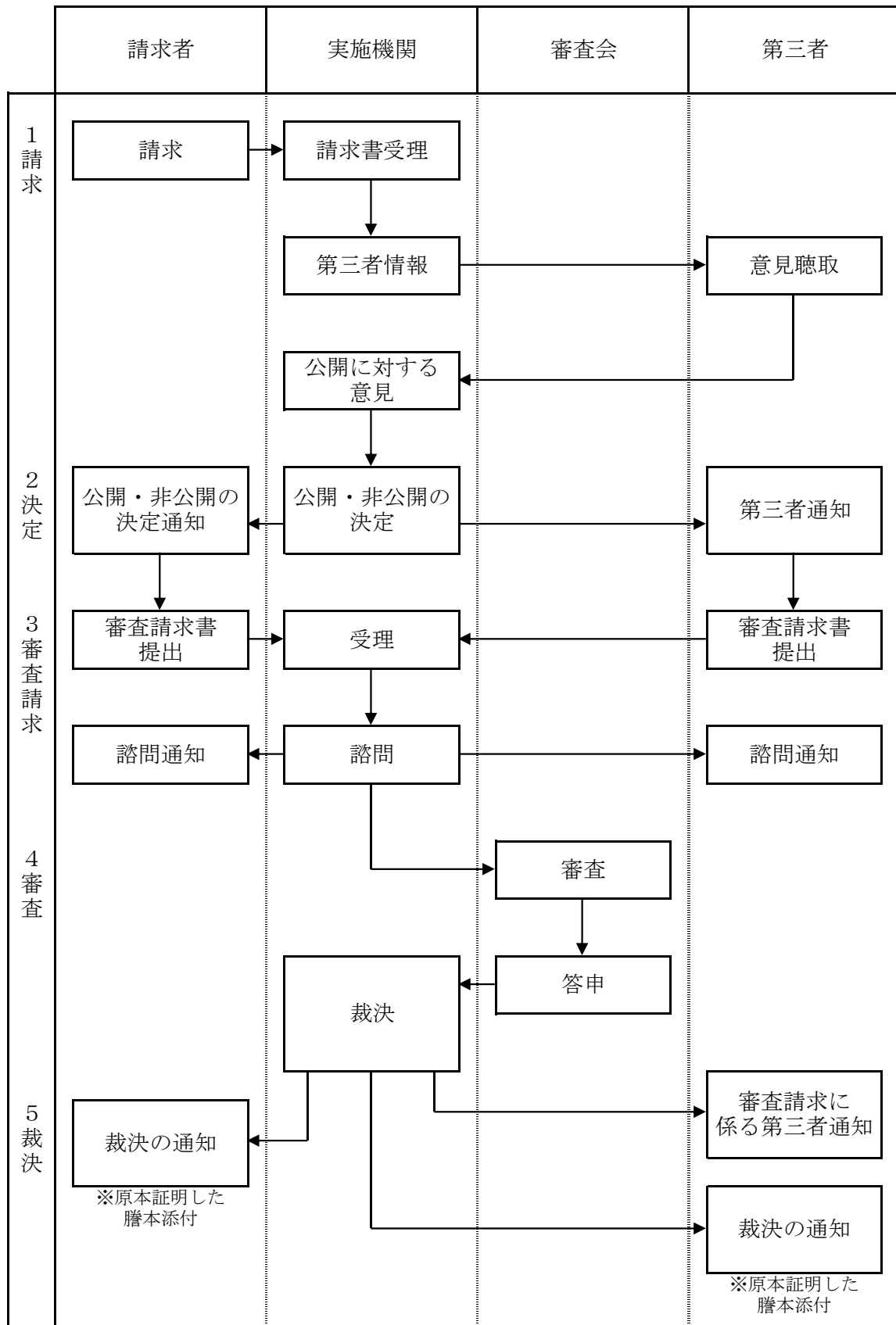
公文書公開請求の流れ



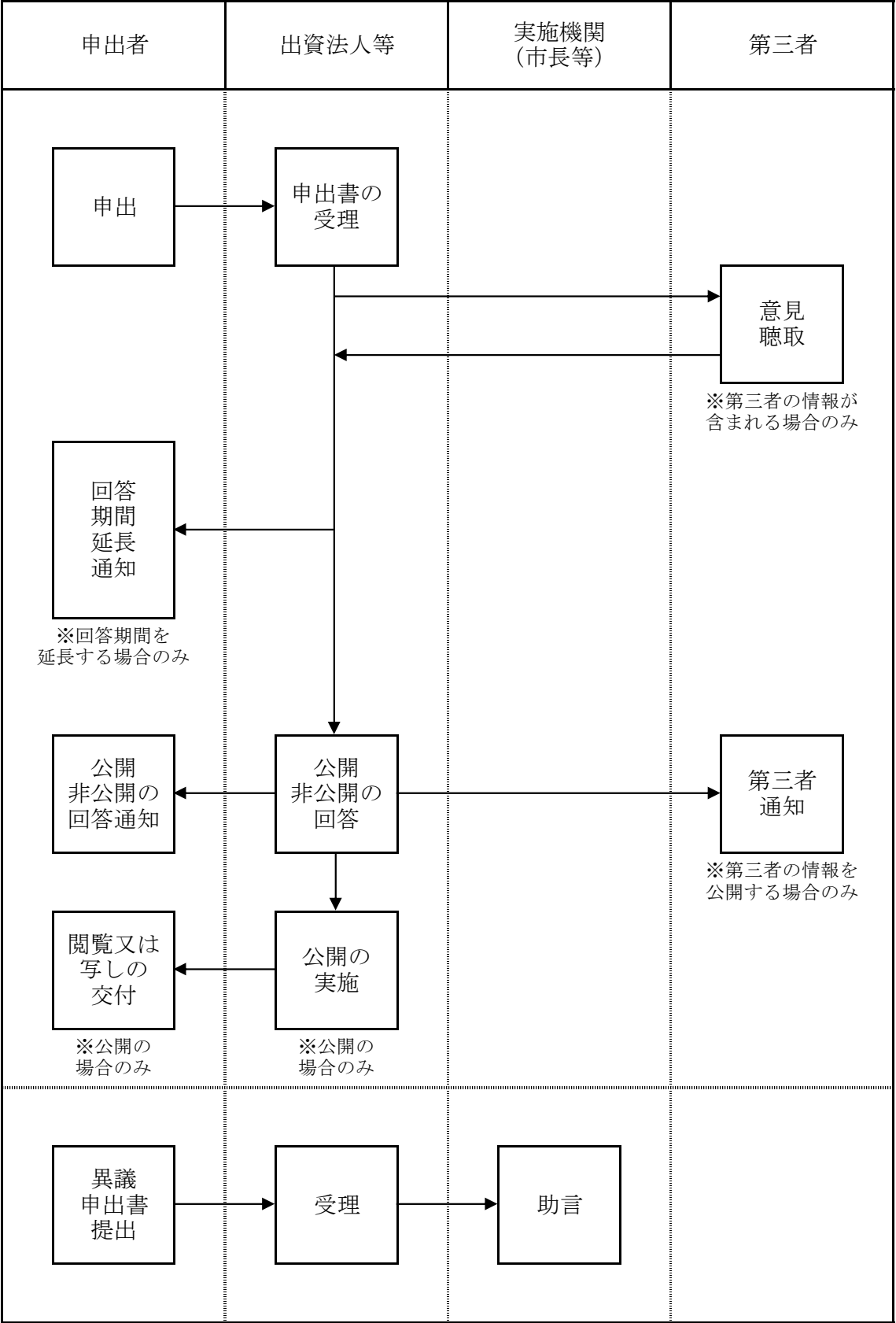
審査請求の流れ



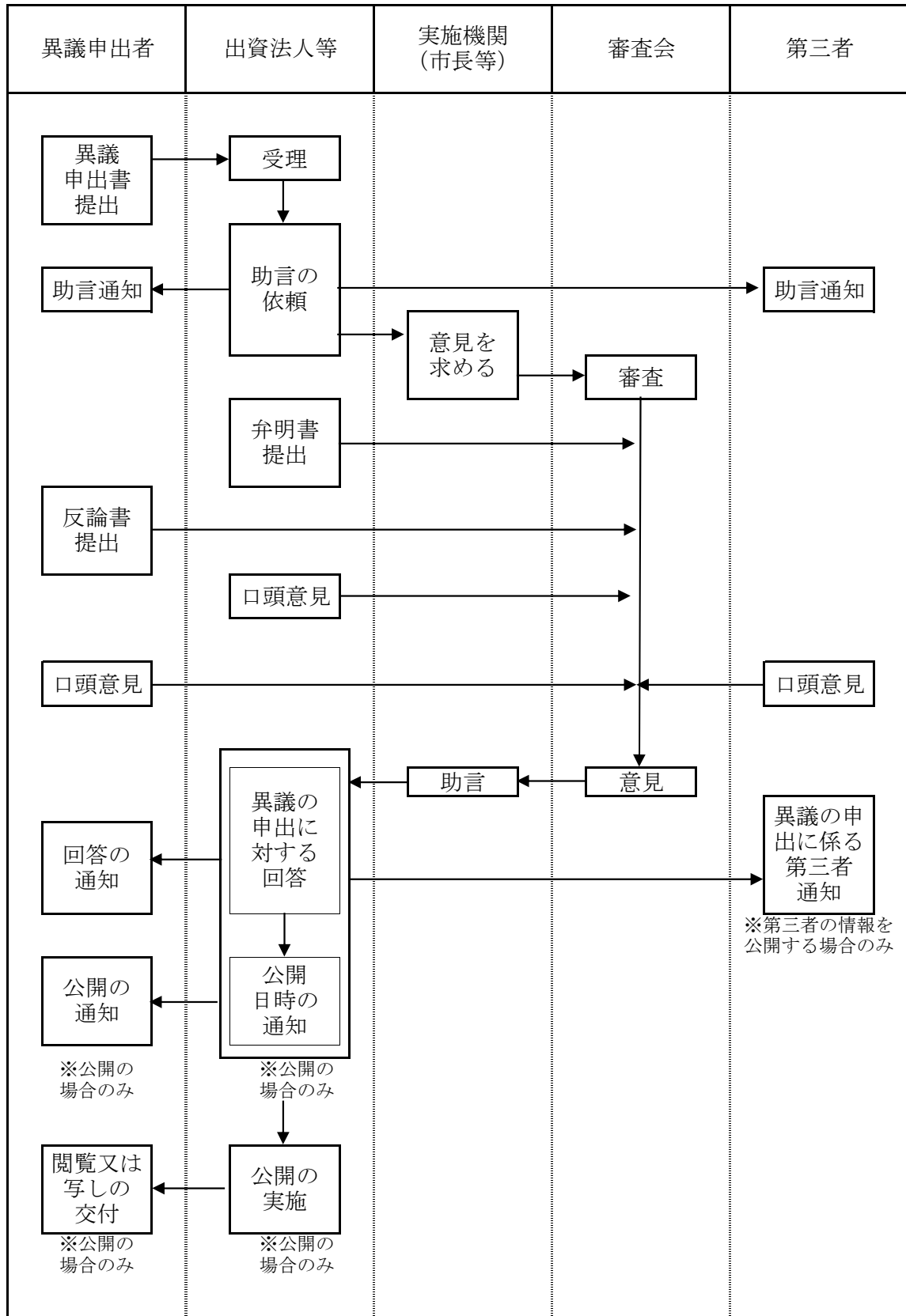
第三者情報を公開する場合の流れ



出資法人等の公開の申出の流れ



出資法人等に対する異議の申出の流れ



第3 情報提供事務

公開請求に基づく情報の公開と市の側から積極的・能動的に行う情報の提供は、市民と市との情報の流れの中ではそれぞれ相互に補完し合っており、両輪の関係にある。この両者があいまって、市民の多様な行政情報ニーズに応えることができる。

法務ガバナンス室は、公開請求の総合的窓口として公開請求の相談・受付を行うほか、市民が簡便に必要な情報を入手することができる情報提供の総合的窓口でもある。

1 法務ガバナンス室の情報提供事務

- (1) 実施機関が作成した行政資料の収集
- (2) 収集した行政資料の展示及び配布
- (3) 実施機関が作成した有料刊行物の販売又は案内
- (4) 実施機関が保有する行政資料の検索・案内
- (5) 収集した行政資料の支所への送付
- (6) 行政資料の写しの交付

2 行政資料の情報提供

- (1) 実施機関は、市民の閲覧に供することができる行政資料を作成したときは、法務ガバナンス室と調整の上、同室へ原則として4部送付するものとする。

ただし、部数が少ない場合等は、法務ガバナンス室と協議の上、送付部数を適時増減することができる。

<参考>

ア 4部送付された資料は行政資料コーナーへ配架されるほか、法務ガバナンス室から三箇牧支所、富田支所及び檜田支所へ送付され、配架資料となる。

なお、必要に応じて、調整の上で図書館への情報提供を行う。

イ 行政資料について

行政資料の形態は、印刷物のほか地図等も含む。また、市が作成した資料のほか、出資法人等が作成した資料、法人等へ委託して作成した資料を含む。

- (2) 実施機関は、事業や施設等について市民への案内や配布を目的としたパンフレット、リーフレット等を作成したときは、法務ガバナンス室と調整の上、一定部数を同室へ送付する。
- (3) 実施機関は、収集した国又は府等の行政資料に残部がある場合は、法務ガバナンス室と調整の上、同室へ送付する。

3 実施機関への照会及び資料要求

法務ガバナンス室において、市民が求める情報が記載された行政資料が手元にない

場合は、関係課に電話照会を行うなどして資料の提供を求める。この場合、関係課の職員は、必要に応じて、資料の提供や説明等の協力をするものとする。

4 実施機関における情報提供

法務ガバナンス室は、情報提供の総合的窓口となっているが、このことによって従来から行われている各課での情報提供が後退することがあってはならない。

市民が、実施機関に対し、直接に情報提供を求めてきた場合、その内容が所管の事務に該当するものであるときは、従来どおり実施機関で対応するものとする。

なお、所管外の事務に関する場合でも、法務ガバナンス室や所管課を案内するなど、適切な対応をするものとする。

第4 逐条解説

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正で効率的な執行を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的を明らかにしたもので、条例全体の解釈、運用の指針となるものである。各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解釈】

- 1 「公文書の公開を請求する権利を保障し」とは、市が保有する公文書の閲覧又は写しの交付を請求する権利を保障することをいう。

条例に定める要件を満たした公開請求があったときは、実施機関はこれに応じなければならない条例上の義務があり、また、実施機関の非公開決定等に対して、請求者に不服がある場合には、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく法的救済を受ける道が開かれている。

- 2 「市の保有する情報の一層の公開を図る」とは、条例により保障された公開請求に基づき情報を公開するとともに、情報提供等の総合的な情報公開を進めることにより、市の保有する情報を公開していくことをいう。

- 3 「市の諸活動を市民に説明する責務を全うする」とは、市民から市政を信託された市が、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責務を果たしていくという趣旨である。具体的には、制度の適正な運営を通じて市が保有する情報の一層の公開を図ることによってその責務を果たすことになる。

- 4 「市民の市政への参加を促進し」とは、市が保有する情報を公開することによって、市民とともに情報を共有し、市政の運営や政策形成過程への市民の参加と協力を得ることを促進することをいう。

- 5 「市政の公正で効率的な執行を確保し」とは、市が保有する情報を公開することによって、市政の執行過程を明らかにし、より一層公正で効率的な行政執行を確保することをいう。

- 6 「地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資する」とは、条例により実現しようとする直接の目的を規定したものである。

「地方自治の本旨に即した市政の発展」とは、この制度の下で開かれた市政を実

現することによって、市民の意思を的確に反映した市民本位の市政を実現し、憲法に定める地方自治の理念にのっとりた市政の発展を図ることをいう。

「知る権利」については、これを直接明示する法律はないが、憲法上の国民主権の原理、憲法第13条の幸福追求の権利、憲法第21条の表現の自由の保障などから導き出される国民の基本的人権として、さらには地方自治の構成要素の一つである住民自治の原理に含まれる基本的人権として保障されているものと考えられる。

情報公開制度は、この「知る権利」を具体的権利として保障する制度である。

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、スライド及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関において組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関が市民の利用に供することを目的として管理しているもの及び新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの

イ 実施機関が、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理しているもの

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるために一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるもの

【趣旨】

本条は、条例における中心的な用語である「実施機関」及び「公文書」について定義したものである。

【解釈】

第1号関係

1 「実施機関」とは、条例により公文書の公開を実施する機関のことをいう。

各実施機関は、条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うものである。

2 本号に定める実施機関は、次のとおりである。

(1) 地方自治法に規定する執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

(2) 地方公営企業法の規定により地方公営企業の業務を執行する公営企業管理者及び消防組織法の規定により消防本部の事務を統括する消防長

(3) 議決機関である議会

なお、公営企業管理者及び消防長については、市長の補助機関であるが、上記(2)のとおり一定の権限を有し、独立して事務を執行しているものであることから、独立の実施機関としている。

第2号関係

- 1 「実施機関の職員」とは、市長、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者、消防長及び議長のほか、実施機関の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得したという趣旨であり、作成したこと及び取得したことについて、収受印があること等の手続的な要件を満たす必要はない。

職務には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務及び同法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関又はその職員が受任し、又は補助している事務を含む。

- 3 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用いてある物体の上に永続すべき状態において情報が記載されたものをいう。
- 4 「図画」とは、記号又は線等の象形を用いてある物体の上に永続すべき状態において情報が記載されたものをいう。
- 5 「写真」「フィルム」「スライド」とは、文書、図画や事物を映像としてある物体の上に永続すべき状態において記録したものをいう。
- 6 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録全般をいい、ハードディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等の媒体に記録されたものをいう。
- 7 「組織的に用いるものとして管理している」とは、作成し、又は取得した公文書が職員個人の段階に止まらず、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものをいう。

したがって、職員が起案の下書きをしている段階、会議の資料を作成している段階のものや職務の便宜のために備忘的に作成したメモ、個人的に入手した資料は、個人の段階でとどまる限りでは対象とならない。ただし、個人的なメモや資料であっても、起案文書などの正式文書に添付されている場合は、公的に管理されているものとして対象となる。

- 8 「組織的に用いるもの」となる具体的な時点は、次のとおりである。
 - (1) 職務上作成したものについては、職務上の内部検討に付された時点以後のものをいう。内部検討に付された時点とは、職員の個人的検討段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経ることとなった時点をいい、例えば、起案文書については、文書管理システムに登録したとき以後のものをいう。
 - (2) 職務上取得したものについては、受領した時点以後のものをいう。受領した時点とは、郵送によるものについては実施機関の事務所に到達した時点、職員が取得したものについては会議等で配付を受けた時点をいい、収受印があること等の手続的な要件を満たす必要はない。

【「組織的に用いるもの」として考えられる例】

- ア 決裁手続開始以後の文書
- イ 収受・供覧文書
- ウ 庁内の会議において提出された資料
- エ 庁内の組織間で事務説明用に提出された資料
- オ 部長、課長等への説明、検討に用いられた文書等で共用化されたもの
- カ 審議会等の附属機関又は附属機関に準ずる機関に提出された資料
- キ 台帳、帳簿、統計表等
- ク 申請書、申込書、届出書、報告書等
- ケ 会議等で受領した文書
- コ 情報処理システムで処理される電磁的記録
- サ コンパクトディスクなどの電磁的記録媒体により市に提出されたもの

9 ただし書は、条例の対象となる公文書に含まれないものについて定めたものである。

- (1) ただし書アに掲げるものは、一般に市民が容易に入手することができ、閲覧等の利用が可能なものであることから、公開請求の対象となる公文書から除外したものである。
- (2) ただし書イに掲げるものは、歴史的、文化的、学術研究用の利用として価値があるために特別に保存しているもので、貴重な資料の保存、学術研究への寄与の観点から一般の利用に供することが適当であるため、公開請求の対象となる公文書から除外したものである。
- (3) ただし書ウに該当するものとして定めるものとは次のものとする。

ア 決裁手続終了後の公文書と重複する電磁的記録

イ 高槻市電子計算組織の管理及び運営に関する訓令（昭和62年高槻市訓令第1号）第17条第1項の予備の記録媒体に記録された電磁的記録

アに掲げる電磁的記録は、公文書作成のため、その補助に用いられた電磁的記録であり、用紙に打ち出したものを決裁に供した後は、決裁に供した当該文書が正式な公文書として使用、保存されるものであるから、正式な公文書と重複する電磁的記録を公開請求の対象となる公文書から除外するものである。

イに掲げる電磁的記録は、正式情報の事故に備え保存している情報であり、正式情報の再生の補助に用いるため一時的に作成している情報であるため公開請求の対象となる公文書から除外するものである。

【運用】

第2号関係

- 1 廃棄処理が終了する前の公文書や極めて短期間のみ実施機関に存在する公文書に

についても、公開請求の対象となる公文書とする。なお、公開の可否の決定等をしたときは、当該決定等に係る決裁文書を10年間保存するものとする。

電磁的記録についても、記録媒体等の種別により保存可能なものについて同様の措置を講ずるものとする。

- 2 公開請求の対象となる公文書は、実施機関が現に「組織的に用いるものとして管理しているもの」であるから、公開請求に対して新たに公文書の作成を義務付けるものではない。

第3条 実施機関の責務

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

3 実施機関は、市民の生活の向上及び充実を図るため、公文書の公開と併せて市民が必要とする情報を迅速に提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の目的を達成するため、条例の解釈・運用、個人情報保護、公文書の管理体制、情報提供の推進に関する実施機関の責務について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

1 本項の前段は、第1条の「条例の目的」を実現するために、公文書の公開原則の立場を明らかにしたものである。実施機関は、公文書が第6条第1項に定める非公開情報に該当するか否かの判断に当たっては、公開の原則に立って適正に解釈し、運用しなければならない。

2 本項の後段は、公開を原則とする情報公開制度においても、基本的人権を尊重し、プライバシーを保護する必要があることから、個人に関する情報がみだりに公開されないよう、実施機関は、最大限の配慮をしなければならないことを定めたものである。

第2項関係

公文書の公開を求める権利を十分に保障するためには、公開・非公開の基準を明確にするのみならず、作成すべき文書が作られており、公開請求に対して迅速な対応がなされなければならない。そのため、本項は、実施機関に対して、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めることを義務付けたものである。

第3項関係

1 本項は、実施機関が市民に対し積極的に情報の提供に努めることを義務付けたものである。実施機関が、市民が必要とする情報を提供することは、市民生活の向上及び充実を図るものであり、また、条例の目的を達成する上において、情報の提供

により市政に対する市民の理解と認識を深めることが必要不可欠であることから、積極的な情報の提供を実施機関の責務としたものである。

- 2 情報提供は、市民が必要とする情報を迅速に提供するものであり、請求による公文書の公開を行う制度と併せ、情報公開制度の大きな柱となるものである。

第4条 利用者の責務

第4条 この条例により保障された権利は、これを濫用してはならない。

- 2 公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、前項の権利を正当に行使するとともに、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

【趣旨】

本条は、条例によって保障された権利を行使しようとするものの責務について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

本項は、条例によって保障された権利を行使するに当たって、その権利を濫用してはならないことを定めたものである。

第2項関係

本項は、条例の理念に即した正当な権利の行使と公開によって得た情報を適正に利用しなければならないことを定めたものである。

【運用】

- 1 どのような公開請求が権利の濫用に該当するかは、請求内容、権利行使の態様、加害の意思等に加え、請求に応じた場合に実施機関の業務に与える支障の程度を総合的に勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別具体的に検討して判断するものとする。

権利の濫用に該当するか否かの判断は、「公開請求における権利濫用の判断基準（次項参照）」に基づき行うこととする。ただし、実施機関は安易に権利の濫用と判断するのではなく、請求者に制度の趣旨を丁寧に説明した上で、請求内容の補正や請求の一部取下げを要請する等、正当な権利行使となるよう真摯な調整を行わなければならない。

- 2 実施機関は、請求内容の補正等の調整を行ってもなお公開請求が権利の濫用であると判断せざるを得ない場合において、当該公開請求を却下しようとするときは、当該公開請求の内容及び却下しようとする理由をあらかじめ審査会に報告するものとする。

ただし、同様の事案で公開請求があったときは、却下後、速やかに審査会に報告するものとする。

＜公開請求における権利濫用の判断基準＞

高槻市情報公開審査会の答申（平成24年7月23日付け高情審第63号）では、実施機関において、どのような公開請求が権利濫用に該当することとなるかについて、その判断基準を定めることを前提に、条例中に権利濫用を禁止する旨の規定を設けることを認めている。これを受けて実施機関においては、同審査会に確認の上、次の判断基準を定めている。

（１）業務に著しい支障が生じる場合

ア 内容が包括的であるために、実質的には文書が特定されていない公開請求であって、特定するよう協力を求めても正当な理由なく応じない場合

【具体例】

- ・「〇〇課が保有する文書全て」
- ・「文書管理システムに登録されている文書全て」 等

イ 対象文書は特定されているとみられるものの、その量が膨大で、年度による範囲限定や無作為抽出といった絞込みの求めに対し、正当な理由なく応じない場合

【具体例】

- ・「令和〇〇年度から〇〇年度までの住民票の写し交付請求書全て」
- ・「令和〇〇年度の国民健康保険診療報酬明細書全て」 等

（２）制度の趣旨・目的から逸脱している場合

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを主たる目的として、公開請求をしていることが客観的に明らかな場合

【具体例】

- ・ 公開請求時に「〇〇課に他の仕事はさせない」、「公開請求することで教育委員会に徹底的に負担をかける」等の発言をし、実施機関の業務を混乱、停滞させる目的である場合

イ 請求内容から、特定の職員を誹謗、中傷、攻撃することを主たる目的として公開請求をしていることが客観的に明らかな場合

【具体例】

- ・ 特定の職員が作成した文書を集中的に公開請求をし、職員への攻撃が主たる目的である場合
- ・ 請求内容とは関係なく、特定の職員を誹謗、批判する内容を公開請求の都度記載し、訂正の求めに応じない場合

ウ 正当な理由なく、対象文書の公開を受けずに公開請求を繰り返す場合や、同一文書への公開請求を繰り返す場合

【具体例】

- ・ 公開の決定を受けているにもかかわらず、文書を閲覧せず、また、写しの交付を受けないまま、新たに次々と公開請求をする場合
- ・ 一度公開された文書に対して繰り返し公開請求をする場合

3 この制度を利用して得た情報は、社会通念上妥当と認められる範囲において利用しなければならない。

第2章 公文書の公開

第5条 公開請求権者等

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、公文書の公開に努めるものとする。

【趣旨】

本条第1項は請求権者の範囲について、第2項は請求権者以外のものから公文書の公開の申出があった場合について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

1 「市の区域内に住所を有する者」とは、市内に生活の本拠を有する自然人及び市内に主たる事務所又は本店を有する法人をいう。

「住所」とは、自然人にあつてはその者の生活の本拠を、法人にあつては主たる事務所の所在地又は本店の所在地をいう。

2 「市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、市内に存する事務所、事業所に勤務する自然人をいう。

3 「市の区域内に存する学校に在学する者」とは、市内に設置された学校に在学する自然人をいう。「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校をいう。

4 「市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」とは、市内に住所を有しないが、支店、出張所、営業所等の事務所又は事業所を有する個人、法人その他法人格を有しない団体をいう。

法人格を有しない団体には、PTA、自治会、商店会等がある。

5 「市の行政に利害関係を有するもの」とは、市の機関の行政処分、公法上の契約その他の行為によって、自己の権利利益に直接的影響を受け、若しくはそのおそれのある自然人又は法人その他の団体をいう。例示すると次のとおりである。

- (1) 実施機関によって処分を受けた者が、自己の権利利益に影響を受け、又は受けるおそれがあるとき。

- (2) 市の公の施設の利用者が、その施設の利用に関して自己の権利利益に影響を受け、又は影響を受けるおそれがあるとき。
- (3) 市内に土地、建物を有している者が、市の施設建設、道路工事等によって、土地、建物に影響を受け、又は影響を受けるおそれがあるとき。
- 6 「市の行政に利害関係を有するもの」は、実施機関が保有する公文書について公開請求をすることができる。
- 7 請求権者は、条例に基づいて、実施機関に対して公開請求をすることができ、実施機関が公開しない決定をし、これに不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対して救済を求めることができるとともに、行政事件訴訟法の定めるところにより決定の取消しの訴えを提起することができる。

第2項関係

- 1 本項は、第1項に定める請求権者以外のものからの公開の申出について、支障がない限り誠実にこれに応じるよう努めるものとする実施機関の努力義務を定めたものである。
- 2 本項でいう「公開の申出」とは、公開請求に対し、請求権のない場合を申出として区分したもので、公開の申出に対する実施機関の回答は、行政処分とはならない。

第6条 公文書の公開義務

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求があつたときは、本条第1項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き公文書を公開しなければならないという、実施機関の公開義務について定めたものである。

【解釈】

- 1 情報公開制度において、実施機関が管理する情報は、公開することが原則であるが、その情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人の正当な利益を侵害したり、行政の公正かつ適切な執行を妨げたりすることとなるような内容のものも含まれており、非公開とせざるを得ないものがある。本条第1項各号は、このような原則公開の例外として非公開となる情報の範囲を定めたものである。
- 2 非公開情報と守秘義務との関係については、非公開情報は、原則公開の例外について定めたものであるのに対して、地方公務員法第34条の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守らなければならないという公務員の服務規律を定めたものであり、両者はその趣旨、目的を異にするものである。したがって、非公開情報に該当しないとして公開された情報は、守秘義務が課されないものとして取り扱われ、秘密を漏らしたことはない。

【運用】

- 1 情報を非公開とすることは、条例で保障する「公文書の公開を請求する権利」を制限するものであるから、原則公開のこの制度の趣旨に基づき、必要最小限の範囲とする。
- 2 非公開情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の変化に伴って変わるものであり、公開請求ごとに判断しなければならない。

第6条第1項第1号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合にあっては、当該氏名に係る部分を除く。

【趣旨】

本号は、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを最大限保護するために、個人に関する情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

本文関係

1 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書は非公開とすることを定めたものである。

ただし、法令の規定により公開されるものや従来から慣行として公開してきたもの、人の生命等を保護するため公益上の理由から公開することが必要であるもの、公務員に関するものなどは、本号ただし書において、例外として非公開情報から除

かれる。

- 2 「個人に関する情報」とは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除いた個人に関する一切の情報が含まれ、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人との関連性を有する全ての情報をいう。

なお、個人には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

【「個人に関する情報」には、次のようなものが考えられる。】

- (1) 戸籍事項に関する情報（氏名、性別、生年月日、出生地、本籍、婚姻関係等）
 - (2) 経歴・能力に関する情報（学歴、職歴、賞罰、成績、資格等）
 - (3) 思想・信条等に関する情報（思想、信条、信仰、支持政党等）
 - (4) 心身の状態に関する情報（健康状態、傷病歴、障害程度、疾病等）
 - (5) 家庭状況に関する情報（家族構成、扶養関係、居住状況等）
 - (6) 財産・収入に関する情報（資産、債務、所得、課税額等）
 - (7) その他の情報（社会活動状況、趣味・嗜好等個人生活に関する事項等）
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人等の事業活動と同様の性格を持つことから、本項第2号において判断することとし、本号の個人情報からは除外している。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業とは無関係の個人に関する情報は、本号に照らして公開・非公開の判断を行う。
- 4 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名等の情報から特定の個人が判別できる場合又はできる可能性がある場合をいう。
- 5 「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、保険証の記号・番号等）等がある。これらの情報は、単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。
- 6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる場合を含む」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報をいう。この場合、照合の対象となる「他の情報」とは、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報をいう。
- なお、構成員がごく少数であるときは、特定の個人が識別できなくても、識別可能性が残ることが考えられるため、慎重な配慮が必要となる場合がある。
- 7 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、特定の個人を識別する部分がなくとも、カルテや反省文など個人の人格と密接に関わる情報や、個人の未発表の研究論文、研究計画等の著作物のように、公開されるとその個人の正当な権利利益や財産権を

害するおそれのあるものをいう。

本号ただし書関係

「ただし書ア」

- 1 「法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令又は慣行により、現に何人も知り得る状態に置かれている情報をいう。利害関係人に限り閲覧が許されている情報や請求の目的が制限されている情報は含まない。
- 2 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令をいう。本号ただし書においては、この法令の中に条例を含むものである。
- 3 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、公にすることについての慣習法等の根拠を必要とするものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることでよい。
- 4 「公にすることが予定されている」とは、公開請求の時点では、公にされていないが、将来、公にされることが予定されている情報をいう。公にする時期について具体的な計画がない場合であっても、その情報の性質から通例として公にされるものも含む。

【「ただし書ア」に該当する情報の具体例】

(1) 法令の規定により公にされているもの

- ア 建築計画概要書に記録された情報（建築基準法第93条の2）
- イ 土地登記簿・建物登記簿に記録された情報（不動産登記法第121条）
- ウ 自動車登録ファイルに記録された情報（道路運送車両法第22条）
- エ 著作権登録原簿、出版権登録原簿、著作隣接権登録原簿に記録された情報（著作権法第78条、第88条、第104条）

(2) 慣行として公にされているもの

- ア 市が市民に公表することを目的として作成し、又は取得した情報で、市民も公表することについて了承しているもの
市主催の講演会・研修会等の講師の氏名や経歴
- イ 公表することを前提として提供された情報
選挙公報に登載するため候補者から提供された情報
- ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
出版物に記載された著者の氏名、経歴等
- エ 従来から慣行上公表しており、かつ、今後公表してもそれが社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報
被表彰者名簿

「ただし書イ」

- 1 個人に関する情報は、個人の尊厳と基本的人権の尊重の立場から非公開として保護されるものであるが、なおこれに優越する利益があるときは、例外的に公開され得るものとなる。このため、ただし書イは、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりも、公開することにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が上回るときは、当該個人情報を開示しなければならないとするものである。
- 2 個人の権利利益と人の生命、健康等の保護の利益の比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、人の生命、健康等の保護にも、保護すべき権利利益に程度の差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。
- 3 個人の権利利益と人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的公開の規定(第8条)により図ることになる。

【「ただし書イ」に該当する情報の具体例】

- (1) 開発行為の許可に関する情報、建築確認に関する情報のうち、人の生命、健康等を保護するため公開することが必要と認められる情報
- (2) 道路・水路の占用許可に関する情報のうち、人の生命、健康を保護するため公開することが必要と認められる情報

「ただし書ウ」

- 1 ただし書ウは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報について、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。
- 2 「公務員」とは、広く公務を遂行する者を含むものであり、一般職、特別職、常勤又は非常勤を問わず、国及び地方公共団体の全ての職員のほか独立行政法人の役員及び職員が含まれる。また、公務員であった者については、公務員であった当時の情報は本規定が適用される。
- 3 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員の住所、生年月日、健康状態、休暇取得等、職務の遂行と直接関係のない情報は該当しない。
- 4 「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合」とは、公務員の氏名を公開することにより、個人の私生活その他の正当な権利利益が害されるおそれがある場合をいう。

【「ただし書ウ」に該当する公務員の情報の具体例】

- (1) 起案文書の職員の職及び氏名
- (2) 出張命令簿の職員の職及び氏名
- (3) 附属機関の委員の氏名及び役職名
- (4) 出張や視察に関する復命書の職及び氏名

(5) 会議に出席した公務員の職及び氏名

【運用】

- 1 個人に関する情報は、一度公開されると、公開された個人に回復し難い損害を及ぼすおそれがあるため、本号の運用に当たっては、第3条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱うものとする。
- 2 本号の個人に関する情報は、請求者のいかなを問わず公開の可否について判断するものである。対象情報に請求者本人の情報が含まれている場合も同様である。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のアからウまで又は公益上の理由による裁量的公開（第8条）に該当しない限り、非公開となる。

なお、自己に関する情報については、個人情報の保護に関する法律の規定により保有個人情報開示請求等を行うことができる。

第6条第1項第2号 法人等に関する情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除く。

【趣旨】

本号は、法人等又は事業を営む個人の当該事業等の正当な利益は保護される必要があるため、これを保護する観点から、その正当な利益を害すると認められる情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

本文関係

- 1 「法人」とは、株式会社、合名会社等の営利法人や、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人等の公益法人など全ての法人をいう。
- 2 「その他の団体」とは、法人格を有しないPTA、自治会、商店会等で、団体としての名称や独自の規約をもち、かつ代表者等が定められているなど、団体としての実態を有するいわゆる権利能力なき社団等をいう。
- 3 国、独立行政法人等及び地方公共団体については、その公共的性格に鑑み、本号とは異なる公開・非公開の基準を適用すべきであるので、本号から除き、第3号又は第4号で扱うこととした。
- 4 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、水産業、医業等の事業であつて対価の取得を目的としたものは、ほとんど含まれる。）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 5 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動そのものに関する情報をいい、事業活動とは直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家族状況、事業活動とは区別される財産、所得等）は、本号から除かれ、第1号に規定する個人に関する情報となる。
- 6 「権利」とは、財産権だけではなく、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由などの非財産権を含み、法的保護に値する権利一切をいう。
- 7 「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の生産技術上や営業上のノウハウ、販売情報、経営情報、経理情報、人事管理情報など、公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。また、「正当な利益」には、法人等又は事業を営む個人の名誉、社

会的評価の低下となる情報、公開されることにより社会的活動の自由が損なわれる情報など、必ずしも競争概念で捉えられないものが含まれる。

【本号に該当する情報の具体例】

- (1) 生産技術に関する情報
生産・製造工程、原材料の種類、機械設備等に関する情報
- (2) 営業活動に関する情報
顧客・取引先、販売計画、売上額、営業方針等に関する情報
- (3) 経営等に関する情報
借入金等債務・資産内容、経営状態等に関する情報
- (4) 内部管理に関する情報
人事管理、経理等に関する情報

- 8 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、「競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められず、非公開とならない情報としては、次のようなものが考えられる。

【非公開とならない情報の具体例】

- (1) 法令の規定により何人でも閲覧することができる情報
商業登記簿、土地登記簿、建物登記簿に記録された法人等の登記に関する情報
- (2) 法人等が自主的に公表した資料から、何人でも知り得る情報
社史、PR用パンフレット等に記載された法人等の事業内容に関する情報、報道広告等により公表された情報
- (3) 統計的処理がなされていて、特定の法人等が識別されない情報
商業統計、工業統計等の集計結果

ただし書関係

- 1 法人等は社会の構成員として自由な事業活動が認められており、その正当な利益は保護される必要があるが、法人等の事業活動であっても、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報は、非公開情報から除外されるものである。
- 2 「人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報」とは、法人等の事業を営む者の事業活動が原因となって現に生じている人の生命、健康等に対する危害や生活、財産への重大な影響を取り除き、又はその拡大や再発を防止するため、公開することが必要である情報をいう。
- 3 法人等の正当な利益は非公開として保護されるものであるが、なおこれに優越する利益があるときは、例外として公開され得るものとなる。このため、公開しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する利益よりも、公開することにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が上回るときは、

当該法人等の情報を公開しなければならないとするものである。

【ただし書に該当する情報の具体例】

- (1) 食中毒事件に関する情報のうち該当するもの
- (2) 伝染病の発生及び感染に関する情報のうち該当するもの
- (3) 宅地建物取引業者行政処分に係る情報のうち該当するもの
- (4) 詐欺等の法令違反の事業活動に関する情報のうち該当するもの

- 4 なお、「人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報」については、法人等又は事業を営む個人の当該事業活動が違法又は不当であるか否かにかかわらず公開となるものである。

【運用】

- 1 公開請求に係る情報が「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」情報に該当するかどうかは、当該情報の内容のみでなく事業を営む者の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等にも十分に留意しつつ、慎重に判断する必要がある。
- 2 公開請求に係る情報が「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる」情報に該当するかどうかの判断が困難なものについては、第12条第1項（第三者に対する意見書提出の機会の付与）の規定により、あらかじめ法人等又は事業を営む個人から意見を聴取するなど、事前に十分な調査を行い判断するものとする。

第6条第1項第3号 審議、検討又は協議に関する情報

- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、行政内部における審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点からそれらに支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 行政における内部的な審議等に関する情報は、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への参加を促進するという観点からは、原則として公開し、市民との共有化を図るべきものである。しかし、行政における内部的な審議等に関する情報の中には、行政内部で十分に検討・協議がなされていないものや、精度の点検がなされていない未成熟なものなどが含まれている場合がある。これらの情報についても原則公開となるものであるが、情報によっては、そのまま公開されると、率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合、また市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合がある。

本号は、このような事態を防止するため、内部的な審議等に関する情報は、その性質に照らして、当該情報を公開することの公益性を考慮してもなお、これらの行政機関の意思形成等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、これを非公開とするものである。

- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議のほか意見調整、打合せ、相談など審議、検討、協議という名称が用いられていないものも含まれ、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」とは、公開することにより、外部からの圧力や干渉等を招き、自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなる場合をいう。
- 4 「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係が不十分な情報を公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に市民の間に混乱させることとなる場合をいう。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、時期尚早

に情報を公開することにより、投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすこととなる場合をいう。

6 本号を適用して非公開とすることができる場合

(1) 次のいずれかの事情が生じる「おそれ」がある場合に限る。

ア 率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる。

イ 正確な理解を妨げることなどにより不当に市民の間に混乱を生じさせる。

ウ 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす。

(2) 「おそれ」の有無の判断

本号該当性については、公開することによって生じるそれぞれの支障の内容、程度を具体的かつ客観的に検討して、その「おそれ」の有無を的確に判断しなければならない。

(3) 公開によって生じる支障の程度

ア 「不当に」とは、審議、検討、協議の途中の段階にある情報を公開することの公益性を考慮してもなお、公開することにより予想される適正な意思決定の確保等に対する支障が見過ごし得ない程度のものを意味し、公開することによる利益と支障とを比較衡量して判断がなされなければならない。

イ 本号は、公開のもたらす支障が客観的に「不当」と判断できる場合に例外的に非公開とすることができるものである。

(4) 客観的、科学的事実に関する情報

審議、検討、協議に関する情報の中に、専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録した情報があつた場合、これらの情報は、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

(5) 意思決定後の取扱い

ア 審議、検討、協議に関する情報は、当該審議、検討、協議が終了した後においては、非公開とすべき特段の理由がない限り、原則として公開するものとする。

イ 審議、検討、協議が終了した後において、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合や、最終的な意思決定に至る審議、検討等の各段階にある場合には、当該意思決定について、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの判断がなされることになる。

7 審議、検討、協議に関する情報は、意思形成過程であるという理由だけで非公開とすることはできない。当該情報は、上記6に該当する場合に限り非公開とすることができるのであり、いたずらに非公開の範囲を広げることのないよう留意する必要がある。

【本号に該当する情報の具体例】

(1) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあ

る情報

人事異動の案、各種委員の選任案

- (2) 不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある情報

調査完了前の資料のうち該当するもの

- (3) 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのある情報

ア 時期を定め統一的に公開する必要がある計画・検討案

イ 用地買収計画等の検討段階にある情報のうち該当するもの

ウ 違法行為の事実関係についての調査中の情報のうち該当するもの

【運用】

本号に該当する情報であっても、会議における発言者の氏名を抹消することなどにより部分公開が可能なものは、部分公開を行うこと。また、検討中の案であることの表示、例えば「素案」といった表示を行うことにより市民の誤解を避けることができるものについては、そのように明記しておくことにより、公開請求があつた場合にもこれを公開できるものと考えられる。

第6条第1項第4号 事務事業に関する情報

- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、行政が行う事務又は事業の公正かつ適切な執行を確保する観点から、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 行政が行う事務又は事業の中には、その性質や目的等からみて執行前又は執行過程で情報を公開した場合、その事務又は事業を実施する目的を失わせたり、特定の者に不当な利益を与えたりするなど、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることがある。本号は、このようなおそれのある情報は非公開とするものである。
- 2 「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報」とは、市の機関又は国等が単独又は共同で行う全ての事務又は事業をいい、事務又は事業の内容に直接関わる情報だけでなく、その実施に影響を与える関連する情報を含むものである。
- 3 「次に掲げるおそれ」としてアからオまでに掲げるものは、各機関で共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公開することにより適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を類型化して例示したものである。
- 4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業の目的等に照らし公開することによる利益と支障とを比較衡量し、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な執行に及ぼす支障が見過ごし得ない程度のものであるものに限る。この場合、「支障」の程度は名目的なものではなく実

質的なものであることが必要であり、「おそれ」についても、抽象的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。これには、次のようなものをいう。

- (1) 公開することにより、特定の者に利益を与えたり、不公平が生ずると認められるもの
 - (2) 公開することにより、経費が増大したり、事務事業の実施の時期が大幅に遅れるなど、公正かつ円滑な執行を妨げると認められるもの
 - (3) 公開することにより、関係者の理解、協力等が得られにくくなると認められるもの
 - (4) 公開することにより、反復継続される同種の事務事業の目的が達成できなくなったり、公正かつ円滑な執行の妨げになると認められるもの
- 5 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」には、指導監査、立入検査、試験の実施のほか、税務調査などの事務がある。これらの事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を行う事務であり、公開することにより、正確な事実の把握を困難にさせるおそれのあるものや、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのあるものについて非公開とするものである。
- 6 「契約、交渉又は争訟に係る事務」とは、市又は国等が当事者になるものに限定される。

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいい、契約の方針、内容等に関する情報が含まれる。

「交渉」とは、相手方との話し合いによる取決めを行うことをいい、その種類としては、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務交渉などがある。「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法等に基づく不服申立てなどをいう。

これらの事務に関する情報については、その処理方針や内容等を公開すると市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものを非公開とするものである。

なお、本規定は、公開のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に非公開とするものであり、具体的には、支障が重大で、非公開とすることに合理性が認められる場合などに限定される。

- 7 「調査研究に係る事務」とは、調査研究に係る事務に関する情報を適切でない時期に公開することにより、その後の調査研究に支障を及ぼし、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものを非公開とするものである。

なお、本規定においても、公開のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に非公開とすることができるものである。

- 8 「人事管理に係る事務」とは、職員の任免、異動、服務その他職員の身分や能力等の管理に関する情報をいい、これらの情報のうちで公開することにより、公正か

つ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とするものである。

- 9 「市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業」については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれのあるものを非公開とするものである。

ただし、これらの情報については、第2号の法人等に関する情報と共通する部分があるが、市等が経営していることに照らして、市民に説明する責務を果たすという観点を重視した判断が必要なことから、その公開の範囲は、第2号の法人等とは当然異なるものであり、非公開の範囲がより狭いものとなる場合があり得る。

【本号に該当する情報の具体例】

- (1) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務
 - ア 監査、検査の実施計画、方針
 - イ 実施前の試験問題
- (2) 契約、交渉又は争訟に係る事務
 - ア 用地買収計画案
 - イ 用地買収の交渉の相手方、交渉方針
 - ウ 訴訟等の処理方針
- (3) 調査研究に係る事務
 - 未発表の調査、研究報告書等
- (4) 人事管理に係る事務
 - ア 職員の選考、採用の経過に関する情報
 - イ 人事異動の事由、経過に関する情報
- (5) 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業
 - 企業の技術上のノウハウに関する情報

第6条1項第5号 公共の安全と秩序の維持に関する情報

- (5) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

【趣旨】

本号は、人の生命、健康等を保護し、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、それらに支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

【解釈】

- 1 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持は地方公共団体に課された重要な責務である。このため、公開することにより、人の生命、健康、財産のほか平穏な社会生活を害するおそれのある情報、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報は、これらを防止する観点から非公開とするものである。
- 2 「人の生命、健康、生活又は財産の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、健康、生活又は財産に被害をもたらしたり、住民生活が平穏正常に営まれる状態が阻害されたりすることがないように保護することをいう。
「人の生命、健康、生活又は財産」には、個人の地位、名誉、自由等を含む。
- 3 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報も含まれる。
- 4 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の防止、犯罪の捜査のほか、平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。
- 5 「公共の安全と秩序に支障を及ぼす」とは、公共の安全と秩序を維持するための活動が阻害されることなどをいう。

【本号に該当する情報の具体例】

- (1) 警備委託契約中の警備状況に関する情報のうち該当するもの
- (2) 危険物の保管場所に関する情報のうち該当するもの
- (3) 施設や家屋の構造に関する情報のうち該当するもの
- (4) 犯罪等に係る情報提供者に関する情報のうち該当するもの
- (5) 捜査関係の照会・回答書のうち該当するもの

【運用】

「危険物の保管場所に関する情報」や「施設や家屋の構造等に関する情報」であっても、危険物の保管場所に係る近隣住民とのリスクコミュニケーションの観点や、当該施設等で実施する事業活動の性質によっては、本号に該当しない場合も考えられることから、本号該当性については慎重に判断する必要がある。

第6条第1項第6号 法令秘情報

- (6) 法令の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができない情報

【趣旨】

本号は、法令の定めるところにより公開することができないとされている情報については、この条例においても非公開とするものである。

【解釈】

- 1 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものとされている（地方自治法第14条）ため、法令の規定や法律上従う義務を有する国の機関等の指示により公開することができないとされている情報については、非公開とするものである。
- 2 「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令をいう。本号においては、この法令の中に条例を含むものである。国等からの通知、通達、市の機関の規則等は、含まない。
- 3 「明示の指示」とは、市の事務処理に関して国の機関等から地方自治法第245条の「関与」として、公開してはならない旨の書面による指示又はこれに類する行為をいう。

「指示」は、地方自治法第245条の2の規定により、国の機関等がその事務の処理に関し法律又はこれに基づく政令の規定を根拠として発したものであること。

- 4 「法令の規定により、公開することができない情報」とは、法令の規定で明らかに公開することが禁止されている場合のほか、法令の趣旨、目的から公開することができないと判断され得る情報をいう。

【本号に該当する情報の具体例】

- (1) 明文の規定をもって公開が禁止されている情報
印鑑登録原票（高槻市印鑑条例第18条）
- (2) 他の目的に使用することが禁止されている情報
指定統計調査票（統計法第40条第1項）
- (3) 個別の法令により守秘義務が課せられている情報
市税申告書、課税台帳（地方税法第22条）
住民基本台帳に関する調査事項（住民基本台帳法第35条）
- (4) その他法令の趣旨、目的からみて明らかに公開することができないとされている情報

第6条第2項 時限公開

- 2 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により前項各号のいずれにも該当しなくなったものについては、公開しなければならない。

【趣旨】

本項は、公開請求に対して可能な限りこれに応じようとする趣旨から、第1項各号に規定する非公開情報であっても、期間の経過により非公開とする理由がなくなった場合は、公開しなければならないとする時限公開について定めたものである。

【解釈】

- 1 情報の持つ意味、価値、公開した場合の影響等は、社会情勢に応じて変化するものであり、一時点において非公開情報に該当すると判断し、非公開とした情報であっても、期間の経過により非公開とする理由がなくなる場合もある。

本項は、このような場合には、非公開とした情報であっても、公開しなければならないとするものである。

- 2 一定期間経過後、非公開とした情報について公開請求があった場合に対する可否の決定は、過去の判断を参考にしながら、公開を原則とする立場から新たに判断しなければならない。
- 3 公文書の時限公開については、公開請求の都度判断すべきであるが、公開できない理由がなくなる期日が明らかに予測できるときは、その期日をもって公開するものとする。
- 4 公開予定期日を非公開(部分公開)決定通知書に記載した場合において、当該公文書の公開を請求しようとするものは、公開予定日以後に改めて請求をしなければならない。

第7条 部分公開

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、公文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合における部分公開について定めたものである。
- 2 本条第2項は、公文書に個人識別情報(非公開情報)が記録されている場合に個人識別部分を除き、部分公開することを定めたものである。

【解釈】

第1項関係

- 1 「容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できる」とは、公文書を損傷させることなく、また、相当と考えられる程度の時間と費用又は物理的な困難さを伴わずに公開部分と非公開部分を分離できる場合をいう。
また、分離しても、請求者が知りたいと思う内容が十分理解し得る場合をいう。
なお、「公開請求の趣旨」については、請求書に記載された「公開請求に係る情報の内容」に基づき、請求者の立場に立って判断するものとする。
- 2 電磁的記録については、公開部分と非公開部分の分離が既存のプログラムで行えない場合は、「容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離でき」ない場合に該当する。
- 3 部分公開は、公開請求に対して可能な限り公開する趣旨を定めたものであるが、公開部分と非公開部分の分離が容易に行えないとき、又は分離したことによって、公開請求の趣旨が失われると認められるときは、全体として非公開とせざるを得ない。

第2項関係

- 1 本項は、公開請求に係る公文書に個人識別情報（氏名、生年月日等）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分公開について定めたもので

ある。

- 2 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（氏名、生年月日等）とその他の部分（当該個人の行動記録等）とから成り立っており、その全体が一つの非公開情報を構成するものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報について全体として非公開となることから、氏名、生年月日等の部分だけを除いて残りの部分を公開しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分公開とするようにしたものである。

なお、氏名、生年月日等を除いても、それ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が識別できる場合があるため、慎重に検討する必要がある。

- 3 「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、個人を識別させる要素を除くことにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、公開することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、未公表の論文など個人の人格と密接に関連する情報などを公開すると、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに関し、部分公開の規定を適用することとしている。

【運用】

- 1 部分公開の方法は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 公開部分と非公開部分とが別ページに記載されている場合は、当該非公開部分を取り外して公開するものとする。
 - (2) 公開部分と非公開部分とが同一ページに記載されている場合は、当該非公開部分を覆って複写するか、又は該当するページの全部を複写した上で非公開部分をマジック等で消し、それを更にもう一度複写したものをもって公開するものとする。
 - (3) つづり方により取り外すことができない場合は、非公開とする部分を覆うか、又は公開する部分を複写したものををもって公開するものとする。
- 2 公開は、現に管理している情報が対象であるから、公開できる情報のみを抽出して新たな公文書を作成し、それを公開するようなことは想定されていない。

第8条 公益上の理由による裁量的公開

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由がある場合の裁量的公開について定めたものである。

【解釈】

- 1 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合には、第6条及び第7条の規定により非公開の部分を開示しないが、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合がある。本条は、このような場合について実施機関の判断により裁量的に公開する余地を与えたものである。
- 2 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第6条第1項第1号（個人情報）ただし書イ、同項第2号（法人情報）ただし書に規定する人の生命、健康等の個人に関する法益を保護するため公開する場合に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合をいう。
- 3 本条により第三者に関する情報を公開しようとする場合は、第12条第2項（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）の手續が必要となる。

【運用】

本条は、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に公開するものであるから、適用に当たっては、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較して、慎重に検討する必要がある。

第9条 公文書の存否に関する情報

第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、実施機関が定めるところにより、その旨を高槻市行政不服等審査会条例（平成27年高槻市条例第54号）第1項に規定する高槻市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

【趣旨】

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、本条は、その例外として、公文書の存在自体を明らかにしないで、公開請求を拒否することができること及びそのような拒否の決定をした場合は、審査会に報告することを定めたものである。

【解釈】

第1項関係

1 公開請求が行われると、公文書が存在していれば公開か非公開の決定をし、公文書が存在していなければ不存在の決定をすることになり、いずれの場合でも公文書の存否を明らかにすることが原則である。

しかし、本条は、例えば特定個人の病歴に関する公開請求に対して、当該公文書は存在するが非公開とする決定をすることによって、当該事実の有無が明らかとなり、非公開によって保護される利益が害される場合について、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒むことができるという例外的措置を定めたものである。

2 存否を明らかにできない情報は、必ずしも個人に関する情報の場合に限定されず、第6条各号の非公開情報の類型全てについて生じ得ると考えられる。

3 存否応答拒否ができるのは、仮に公文書が存在する場合にも非公開情報に該当していなければならず、存否応答拒否は、決して非公開情報の範囲を拡大するものではない。したがって、理由の提示に際して、当該公文書が仮にあるとした場合、第6条のどの非公開情報に該当するか記載するものである。

4 存否応答を拒否する決定は、審査請求の対象となる。

第2項関係

本条は、公文書の存在を明らかにしないで公開請求を拒否することができることを例外的に規定したものであるから、適用に当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。実施機関が安易に本条を適用すれば、情報公開制度の趣旨が損なわれることとなるの

で、本条を適用した場合は、その妥当性を適切に判断し適正な運営を確保するため、審査会への報告を義務付けたものである。

【運用】

- 1 本条は、公文書の存在自体を明らかにしないで公開請求を拒むものである。したがって、実施機関の職員は、本条に該当すると認められるような公開請求がなされた場合は、本条の趣旨に鑑み、受付の際、公文書の存否を明らかにしないように留意するなど、慎重な対応をする必要がある。
- 2 公文書が存在しない場合に不存在の決定をし、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、公開請求者に公文書の存在を類推させることになるので、本条に該当する場合は公文書の存否に関わらず、存否応答拒否をするものである。
- 3 本条は、例外的な取扱いであるので、その適用に当たっては、妥当性を適切に判断する必要がある。
- 4 実施機関が存否応答拒否の決定を行ったときには、所定の報告書（p. 125 参照）により、速やかに審査会に報告する。報告書には、公開請求を拒否した旨の報告と拒否の理由が分かる「請求年月日」、「公開請求に係る情報の内容」、「請求を拒否する理由」等を記載する。

【本条に該当する情報の具体例】

- (1) 特定個人の病歴に関する情報（第6条第1項第1号 個人情報）
- (2) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第6条第1項第1号 個人情報）
- (3) 特定企業の技術開発に関する情報（第6条第1項第2号 法人情報）
- (4) 特定の分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6条第1項第4号 事務事業情報）

第 10 条 公開請求の手続

第 10 条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る情報の内容
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求の具体的な手続を定めるとともに、請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 公開請求は、請求者の権利の行使であり、公開の可否の決定という行政処分を法的に求める申請手続である。可否の決定によっては、行政不服審査法に基づく審査請求や、行政事件訴訟法に基づく訴訟になることも予想されるため、事実関係を明確にしておく必要性から請求の手続を書面により行うこととしたものである。
- 2 公開請求をしようとするものは、公文書公開請求書（様式第 1 号）を実施機関に提出しなければならない。
- 3 各号は、請求書に記載すべき事項を規定したものである。
 - (1) 各号に掲げる事項は、請求書に記載すべき必要的記載事項であり、これらの記載は、実施機関が請求書を収受する上での要件となるものである。
 - (2) 第 2 号に規定する「公開請求に係る情報の内容」については、実施機関の職員が請求に係る情報を特定できる程度の記載を必要とする。
 - (3) 第 3 号に規定する「実施機関が定める事項」は、高槻市情報公開条例施行規則（以下「施行規則」という。）で定めており、その内容は次のものをいう。
 - ア 公開の実施方法
 - イ 請求者の区分

第2項関係

- 1 公開請求は、高槻市行政手続条例第2条第4号にいう「申請」に該当し、同条例第2章（申請に対する処分）の規定が適用される。したがって、同条例第7条に基づき、形式上の要件に適合しない公開請求について補正を求めることができるので、その限りでは、本項の規定は確認的な意味を持つにとどまる。

しかし、同条例第9条第2項が「申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ」て申請に必要な情報を提供する努力義務を課しているのに対し、本項では、請求者から求めがなくても、補正の参考となる情報の提供に努めなければならない点に注意する必要がある。

- 2 「形式上の不備があると認めるとき」とは、記載事項に漏れがある場合、不明確な箇所がある場合、公開請求に係る公文書を特定することができない場合等をいう。
- 3 「相当の期間」とは、請求者が補正するのに足りる合理的な期間をいう。郵送やファクシミリにより公開請求を受け付けた場合において、請求書に形式上の不備がある場合は、請求者が補正するのに期間を要する場合がある。

なお、請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

- 4 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」とは、公文書の特定が不十分である場合の実施機関の対応について定めたものである。実施機関が請求者に提供する補正の参考となる情報としては、文書目録や公開請求に関連する文書ファイル、公文書の件名等が考えられる。
- 5 補正を文書で求める場合は、公文書公開請求書の補正通知書（p. 126 参照）により通知するものとする。

【運用】

1 公開請求の受付等

- (1) 原則として、法務ガバナンス室において、公開請求の受付を行うものとする。その際、書面の提出は、法務ガバナンス室において受け付けるほか郵送やファクシミリでの送信によっても受け付ける。電話又は口頭による請求は受け付けない。

なお、実施機関においても受付を行うことができるが、その際には、必要に応じ法務ガバナンス室と連絡を取り、相談協議しながら行うものとする。

- (2) 法務ガバナンス室においては、公開請求をしようとするものの相談に応じながら、情報提供で対応できる情報については、迅速に提供する。他の法令により閲覧等を行うことができるものは、その旨を説明して対応する。
- (3) 法務ガバナンス室においては、公開請求の方法等について案内に努める。
- (4) 公開請求は、原則として本人による請求とするが、請求権を有するものの委任を受けた代理人からの請求も認められる。この場合は、委任状等代理権を証する書面

の提出を求める。

- (5) 請求書を受け付けたときは、当該請求書に受付印を押印し、請求者にその写しを交付するものとする。

2 請求権者の確認

請求権者が第5条第1項の規定による公開請求をすることができる個人又は法人その他の団体に該当するかどうかについては、請求書に記載されている内容により確認するものとする。

3 請求書の記載事項の確認

- (1) 「請求者の住所及び氏名」欄は、決定通知書の送付先を特定するため、正確に記載されているかを確認する。押印は、要しない。
- (2) 法人その他の団体からの公開請求については、その名称、代表者の氏名等が記載されているかを確認するとともに担当者の氏名及び所属を併せて記載するよう指導する。
- (3) 「公開請求に係る情報の内容」欄は、請求対象となる公文書が特定できる程度に具体的に記載されていることを確認する。
- (4) 請求書の記載事項に記入漏れや不明確な箇所がある場合には、請求者に訂正又は補正するよう求める。

4 公文書の特定等

- (1) 公開請求のあった公文書については、文書目録、文書件名簿により検索し、又は実施機関に照会を行い、当該情報の存在の有無の確認及び当該情報の件名又は内容等についての特定を行うものとする。この場合において、必要に応じて実施機関の職員の立会いを求めるものとする。
- (2) 請求書を受け付けたときは、速やかに実施機関に送付する。実施機関は、これを受理し直ちに供覧の手続を行うものとする。

5 郵送等による公開請求の取扱い

- (1) 請求書が郵送されてきた場合は、請求書に必要事項が記入されていることを確認し、受付を行う。この場合、当該請求書に空欄又は不明確な箇所があれば、請求者に対してその箇所を補正し又は訂正するよう求める。補正又は訂正が軽微なものは、請求者の了解を得て、職員が補正等をする。
- (2) 請求者が公文書の写しの郵送を希望する場合は、写しの交付に係る手数料及び写しの送付に要する費用が納入された後、写しを送付するものとする。

6 請求者への説明事項

請求書を収受した場合は、次の事項を説明して十分な理解が得られるよう努める。
なお、即時に公開できる場合は、この限りでない。

- (1) 収受した日から起算して15日以内に公開・非公開の決定を行うこと。また、公開・非公開の決定をした場合は、請求者宛てに通知すること。

なお、やむを得ない理由により決定を延期することもあり、この場合もその旨を通知すること。

- (2) 公開する場合の期間及び場所は、決定通知書で示すものであること。
- (3) 公開の実施方法が写しの交付である場合は、手数料が必要であること。なお、写しの郵送を希望する場合は写しの送付に要する費用の負担も必要であること。公開することにより、公文書を汚損したり破損したりするおそれがあると認められるような場合などには、複写したものにより公開することがあること。

7 公文書を管理していない場合の公開請求の取扱い

公文書を実施機関が管理していない場合等において、請求書が提出されたときは、第11条第4項により文書不存在による非公開決定を行うことになるが、明らかにこのような場合に該当すると認められる公開請求が行われようとするときは、請求書を収受する前に、窓口で公開事務の流れ、制度の内容等について十分説明し、理解を得られるようにするとともに、当該公開請求の趣旨に沿った別の公文書が存在するときはその旨を案内することとする。

8 大量請求の取扱い

大量の公文書の公開請求は、一概に不適正な請求とはいえないが、処理手続が多大な日数を必要とする場合は、請求書を受理する前に大量請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な公開請求をしてもらうように要請するものとする。

9 公文書の公開の申出について

第5条第2項の規定により、公文書の公開の申出をしようとするものに対しては、公文書公開申出書（p. 122 参照）の提出を求めるものとする。また、公開の申出に対する可否の決定の通知は公文書公開申出回答書（p. 123 参照）を申出者に送付することにより行うものとする。

【第2項に該当する補正が必要となる請求の具体例】

- (1) 年度が限定されていないため範囲が特定できない場合
- (2) 類似の情報があり対象が特定できない場合
- (3) 同一情報が複数の課にあり対象の所管課が特定できない場合

第 11 条 公開の決定等

- 第 11 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により公開請求があったときは、当該請求があった日から起算して 15 日以内に、当該請求に係る公文書の公開の可否の決定（第 9 条第 1 項の規定による公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことによる公開することができない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。）をしなければならない。この場合において、前条第 2 項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を 30 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定（第 9 条第 1 項の規定による公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことによる公開することができない旨の決定を含む。）又は一部を公開する旨の決定（以下これらを「非公開決定等」という。）をしたときは、その理由を記載した書面により、同項に規定する通知を行わなければならない。この場合において、非公開決定等をした公文書に記録された情報が第 6 条第 1 項各号のいずれにも該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、併せてその期日を記載しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する期間（第 2 項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、公開請求を受けた実施機関の公文書の公開の可否の決定及び通知に関して、実施機関が行う手続について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 公開請求に対する決定はより迅速に行われることが望ましいことから、本項は、実施機関に対して、公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に可否の決定をすることを義務付けたものである。
- 2 「請求があった日」とは、実施機関において受け付けた日をいい、法務ガバナンス室を経由した場合にあっては、法務ガバナンス室において受け付けた日をいう。

- 3 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定、公文書の不存在を理由とする公開できない旨の決定は、いずれも処分性を有し、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づき争うことが可能である。
- 4 期間の起算点及び満了点については、「請求があった日」が起算点となり、最後の日が満了点となる。ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって満了とする（民法第142条）。
- 5 「補正に要した日数」とは、補正を求めた日から終了した日までの日数をいう。ただし、請求者が補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった日以降は、補正に必要な期間とはみなさない。以後、実施機関は、速やかに公開請求に対する判断を行うものとする。

第2項関係

- 1 本項は、正当な理由により第1項に規定する15日以内に公開の可否の決定をすることができないときは、この期間を30日を限度として延長することができることを定めたものである。

また、この場合において実施機関に対し請求者への決定期間の延長通知を行うことを義務付けたものである。
- 2 決定できない「正当な理由」とは、おおむね次のような場合であって、短期間に公開・非公開等の決定をすることが困難であるときをいう。
 - (1) 請求された公文書に市以外のものに関する情報が記録されているため、当該第三者（個人、法人等）の意見を聴く必要がある場合
 - (2) 対象公文書が大量であるため、検索、内容等の確認に時間を要する場合
 - (3) 対象公文書に係る公開の可否の判断が容易でない場合
 - (4) 天災等不測の災害が発生した場合
 - (5) 年末年始など執務を行わない場合その他合理的な理由がある場合
 - (6) 公開請求を却下しようとするをあらかじめ審査会に報告する必要がある場合
- 3 本項を適用する場合においては、実施機関は、遅滞なく、延長する期間及び延長の理由を決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。
- 4 この通知の発送時期については特に規定はないが、本項設定の趣旨から、15日以内に公開の可否の決定ができないことが確実になった時点において直ちに行うことが適当である。
- 5 「30日を限度として延長することができる」とは、延長できる最長の期間を30日としたものであり、30日以内に公開の可否の決定ができる場合は、その期間を通知するものとする。

第3項関係

- 1 公開決定等の通知を行う際には、全部公開の決定を除いて、高槻市行政手続条例第8条に基づく理由の提示、行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき実施機関、審査請求をすることができる期間）及び行政事件訴訟法第46条に基づく教示（被告とすべき者、出訴期間等）を書面により行うことが必要である。

このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が非公開等の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

- 2 通知は、決定の区分に応じ、実施機関の定める様式により行うものとする。

第4項関係

- 1 本項前段は、公開しない旨の決定又は一部を公開する旨の決定をしたときは、第3項の規定による通知にその公開しない理由を記載することとしたものである。

これは、非公開決定等が請求者に対する不利益処分となることから、その理由を明らかにすることを実施機関に義務付けたものである。

- 2 通知書に記載する「公開しない理由」は、単に「第6条第1項第○号に該当するため」というだけでは十分ではなく「○○の理由により第6条第1項第○号に該当するため」というように、より具体的に分かりやすいものとしなければならない。
- 3 本項後段は、「時限公開」に関する規定である。非公開決定等をした場合であっても第6条第2項の規定により、当該情報が一定の期間の経過により非公開情報等に該当しなくなることをあらかじめ明示できるときは、請求者の利便を図るため、非公開決定等の通知をする際にその期日を記載しなければならないこととしたものである。

第5項関係

請求者は、第1項又は第2項に定める期間内に公開決定等が行われなときは、本項の規定により非公開の決定があったものとみなすことができ、当該期間経過後においては、審査請求又は行政事件訴訟の提起をすることができる。

【運用】

- 1 公開の可否の決定事務

- (1) 情報の内容の検討

起案又は取得した公文書にあっては、原則として、その段階で公開の可否の第1次判断がなされることとなっている。公開請求を収受した場合は、当該第1次判断を参考にして公開の可否の検討を行う。

- (2) 公開の可否を決定するに当たっては、統一的な運用を行う必要があるため、事前に法務ガバナンス室と協議を行うものとする。

- (3) 通知書に記載する「公開の期間」は、原則、施行日と同日以降とする。なお、請求者の都合、当該公文書に対する他の公開請求の有無及び事務事業への影響等がある場合はこれを勘案して指定するものとする。
- (4) 公文書の公開の可否に関連する事務を処理する場合は、法務ガバナンス室へ合議を行う（高槻市事務決裁規程第3条第6号）。
- (5) 市長部局における公文書の公開の可否の決定は、部長代理決裁とする（高槻市事務決裁規程別表第1項第4号）。
- (6) 非公開決定等を行うときは、行政手続条例第8条第1項の規定により、十分な理由の提示を行う必要があることから、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合や公文書不存在の場合も、次のようにその理由を明らかにしなければならない。
 - ア 公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する場合
「公文書の存否を答えるだけで、個人の正当な利益を害することとなるので、当該公文書はあるともないとも答えられない。」等
 - イ 公文書不存在の場合
「当該公文書は存在したが、保存期限が満了したために○年○月に廃棄した。」等
- (7) 第4項のあらかじめ公開することができる期日の明示は、公文書の公開ができるようになる期日を教示するものであり、その期日に公文書を公開することを意味するものではないことから、請求者は、その期日以後に改めて公開請求をしなければならない。

第 1 1 条の 2 公開決定等の期間の特例

第 1 1 条の 2 公開請求に係る公文書が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であって、前条第 1 項に規定する期間に同条第 2 項に規定する日数を加えた期間内に当該公文書の全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、実施機関は、当該公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

2 実施機関が前項後段の規定による通知をした場合においては、前条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合又は自然災害や新型コロナウイルス等の感染症に係る臨時・緊急の事務処理が必要な場合等において、市民の知る権利の保障と市民生活を守る行政運営の確保との均衡を図るため、公開決定等の期間の特例として、対象文書のうち相当部分について 4 5 日以内に公開の可否等の決定をし、残りの部分については、その後の相当の期間内に決定すれば足りることとするものである。

【解釈】

第 1 項関係

実施機関は、本項により公開決定等の期間の特例を適用する場合には、前条第 1 項の期間（1 5 日間）以内に、請求者に対し、適用する旨及びその理由のほか、残りの公文書について公開決定等をする期限を通知しなければならない。

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量である場合」とは、前条第 1 項の期間（1 5 日間）に同条第 2 項の延長期間（3 0 日間）を加えて処理をしたとしても、その全てを処理することによって、担当所属の分掌事務の遂行に著しい支障が生じる程度の文書量である場合をいう。具体的な文書量の判断に当たっては、公文書の量だけでなく、公開の可否に係る審査の難易度、担当所属の事務体制、事務の繁忙等を総合的に勘案するものとする。
- 2 「災害その他やむを得ない理由がある場合」とは、地震若しくは風水害等の自然災害や感染症の蔓延に係る臨時・緊急の事務処理が必要な場合等をいう。
- 3 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」とは、他の分掌事務よりも優先して処理したり、過重な時間外労働をしたりしなければ期間内に公開決定等を行えない場合などであって、このような対応をすることに伴い、担当職員や担当所属に

おける事務処理が著しく停滞するおそれがある場合をいう。

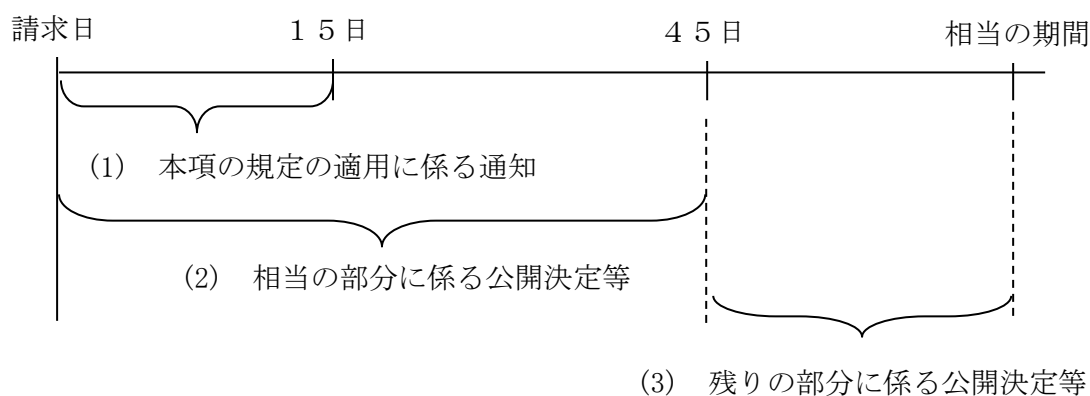
- 4 最終期限に先行して公開決定等を行うこととなる「相当の部分」とは、公開請求に係る公文書について、実施機関が45日以内に処理することができる範囲の文書量であり、公開請求の趣旨に配慮した一定のまとまりのある部分をいう。
- 5 「相当の期間」とは、文書の量又は内容から見て、社会通念上相当と考えられる期間でなければならない。

第2項関係

実施機関が、本項の規定を適用する旨の通知を行った場合は、前条第1項、第2項及び第5項は適用されないが、公開決定等をする期限を経過してもなお公開決定等がなされない場合においては、不作為に関する審査請求又は行政事件訴訟の提起をすることができる。

【運用】

- 1 本項の規定を適用する場合の事務の流れは、次のとおりである。
 - (1) 公開請求のあった日から起算して15日以内に、本項の規定を適用する旨及びその理由を施行規則第3条の2において定める公開決定等の期間の特例に関する通知書（様式第7号の2）により通知する。
 - (2) 公開請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について公開決定等を行う。
 - (3) 相当期間内に、残りの部分について公開決定等を行う。



- 2 公開請求権を保障する条例の目的に鑑みれば、実施機関における本条の規定の適正な運用が担保される必要がある。そのため、本条の規定を適用した場合には、公開請求の内容、適用した理由、延長後の決定期限等を審査会に報告するものとし、また、審査会が当該報告の内容について説明を求めた場合には、実施機関がこれに応じるものとする。

第 1 2 条 第三者に対する意見書の提出の機会の付与等

- 第 1 2 条 公開請求に係る公文書に市の機関、国等及び請求者以外のもの（以下この条、第 1 6 条及び第 1 7 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 1 項第 1 号イ又は同項第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 8 条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に当たって、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合、当該第三者に対し意見書提出の機会の付与及び当該第三者が公開に反対の意思表示をしたときの手続を定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

- 1 「第三者」とは、市の機関、国等及び請求者以外のものをいい、個人、法人を問わない。
- 2 任意的意見の聴取

本項による意見書提出の機会の付与は、公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、公開の可否の判断の適正を期すことを目的とするもので

ある。したがって、実施機関に第三者の意見書の提出を求めることを義務付けるものではなく、また、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでもない。

第2項関係

1 義務的意見の聴取

本項は、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1項第1号イ、同項第2号ただし書又は第8条の規定により公開しようとするときは、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示等を通知して意見書を提出する機会を与えなければならないことを義務付けたものである。

2 公益上の理由により公開する場合においては、第三者に不利益を与える場合であっても、公開することの公益を比較衡量して公開決定の判断をすることとなるので、第三者の権利利益を保護するため、実施機関に対し公開の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会の付与を義務付けたものである。

なお、実施機関の決定が第三者の意見に拘束されるものでないことは、第1項の場合と同様である。

3 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、本項が意見聴取を義務付けていることから、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合において、事後の手続が進まなくなることを避けるためのものである。

第3項関係

1 本項は、第1項又は第2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が、公開に反対する意見書を提出した場合において、実施機関が公開の決定をする場合には、当該第三者の争訟の機会を保障するため、公開決定と公開実施との間に少なくとも2週間の期間を置くこととしたものである。

2 「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、請求者の公開を受ける権利と第三者の争訟の機会の確保とを調整し、公開の実施までの期間を定めたものである。

なお、実施機関の公開の決定に不服がある場合の審査請求期間は、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（行政不服審査法第18条第1項）とされているが、公開の実施までの期間を「2週間」としたのは、条例の趣旨上、速やかに、公開の実施が求められていること、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

3 公開決定を争おうとする第三者は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、不服申立て又は訴訟を提起すると同時に、公開決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第

25条第2項以下)をすることが必要である。

4 「公開決定後直ちに、…公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない」とは、次のような趣旨による。

- (1) 反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する。
- (2) この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるように、公開決定をしたときに直ちに行う必要がある。
- (3) 「その理由」とは、公開することとした部分全てについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を公開することとした理由のみを記載すれば足りる。
- (4) 「公開を実施する日」とは、公開決定の時点では確定日とならないので、公開を実施することが見込まれる日でもよい。

【運用】

1 意見書提出機会の付与通知の方法等

- (1) 第三者意見照会書に意見書の提出期限を記載するに当たっては、公文書の内容、条例第11条の規定による公開の決定の期限等を考慮するほか、必要に応じて、あらかじめ電話等で第三者に意見書提出に要する期間を確認するものとする。なお、期限までに意見書の提出がなかった場合には必要に応じて電話等で第三者に確認するものとするが、特段の事情がない限り反対意見書の提出はなかったものとして取り扱う。
- (2) 第三者意見照会書の送付に際しては、条例に対する第三者の理解を深めるため、条例中の関係条文の写しを添付するものとする。
- (3) 通知は、施行規則第4条第4項において定める第三者情報の公開決定に関する通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 著作権との関係について

対象公文書に著作物が含まれる場合は、著作者の承諾を得ずに公表等を行うと著作権法上の公表権等を侵害することが考えられる。この場合、例えば公開請求に対して著作者である第三者の意見聴取の手続きを行い、当該第三者が公開に反対しない場合には公開に同意したものとみなすなど、著作権法で情報公開制度との調整を図る規定が設けられている(著作権法第18条第3項及び第4項並びに第42条の2)。

第 13 条 公文書の公開の実施

- 第 13 条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- 2 公文書の公開は、実施機関が第 11 条第 3 項に規定する通知において指定する日時及び場所において、当該公文書が、文書、図画、写真、フィルム及びスライドにあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあってはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第 7 条第 1 項の規定により公文書を公開するときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

【趣旨】

本条は、公文書の公開を決定した場合の実施の方法及び手続について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

実施機関は、公開請求に係る公文書を公開することと決定したときは、速やかに、当該公文書を公開することを義務付けたものである。この場合、公開する日時、場所等は第 11 条第 3 項の規定により通知するものである。

第 2 項関係

- 1 公文書の公開は、公文書公開決定通知書（様式第 3 号）、公文書部分公開決定通知書（様式第 4 号）により、通知した日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。
- 2 電磁的記録については、請求者の便宜を考慮して、できるだけその要望に応えることが必要であるが、情報化の進展状況等を考慮して、実施機関がその種別（媒体）ごとに定める方法により行うものである。

第 3 項関係

公文書の公開は当該公文書の原本をもって行うこととする。

ただし、次のような場合は原本に代えて当該原本を複写したものををもって公開することができるものである。

- (1) 公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (2) 第 7 条第 1 項の規定により部分公開するとき。
- (3) その他相当の理由があるとき。

「その他相当の理由があるとき」とは、次に該当する場合をいう。

- ア 台帳などのように、日常業務に使用しており、これを閲覧や視聴等に供することにより日常業務に相当な支障を及ぼすおそれのある場合
- イ 他の文書が混在している光ディスクの情報を閲覧・視聴する場合など、これを直接公開することにより、個人情報の保護等に相当な支障を及ぼすおそれのある場合
- ウ その他行政の円滑な執行を確保する必要がある場合

【運用】

1 閲覧等の事務処理

公文書の閲覧等に際しての事務は、次のように処理する。

(1) 実施機関職員の立会い

公文書の閲覧等は原則として、実施機関の職員が立ち会って行うものとする。これは、請求者から、公文書に記録されている内容について、詳しく説明を求められることも予想されるからである。なお、各実施機関の職員は、決定通知書に示された日時に、直ちに閲覧者に対応できるよう準備しておくものとする。

(2) 閲覧場所における閲覧者との対応は、次のとおり行うものとする。

ア 閲覧者が来庁したときは、決定通知書の提示を求めるとともに次の事項を確認すること。

(ア) 公開決定通知書の内容と公開の対象となる公文書が合致すること。

(イ) 公文書の閲覧の方法

イ 実施機関の職員は、公開請求に係る公文書を閲覧者に提示し、閲覧者の求めに応じて、可能な範囲で説明を行う。

(3) 請求者から、閲覧後、公文書の写しの交付の請求があったときは、直ちに必要な複写を行い交付する。この場合は、次条に規定する写しの作成に要する費用を徴収するものとする。

2 閲覧の中止、禁止等

公文書の閲覧を実施するに当たって、請求者が公文書を改ざんし、汚損し、又は破損させるおそれがあると認めるとき等は、実施機関は、当該公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

3 請求者が来庁しなかった場合

請求者が、指定の日時に来庁できなかった場合には、請求者と相談の上、別の日時に公開を実施することができるものとする。この場合、公開決定通知書又は部分公開決定通知書を再度交付することはしないものとする。

4 公文書の写しの作成及び交付に係る事務処理

(1) 写しの交付に係る事務は、次の手順で行うものとする。

ア 写しを作成する部分を請求者に十分確認する。

イ 写しの作成の頁数及びそれに伴う費用を計算し、当該費用が請求者の負担となる旨を確認する。

ウ 公文書の写しを作成し、当該写しを請求者に提示して、確認する。

エ 写しの作成に要した費用を徴収し、領収書及び当該写しを交付する。

※ 公営企業管理者が行った公開決定等に係る写しの交付に係る手数料については、各企業会計への歳入として徴収することとなる。

(2) 写しの作成方法

公文書の写しの交付は、原則として、公文書の原本を複写したものを交付する。

5 文書、図画又は写真の公開方法

(1) 閲覧方法

文書、図画又は写真の原本を請求者に提示し、閲覧させる。ただし、原本が汚損し、又は破損するおそれがある場合は、当該原本を複写したものをもって公開するものとする。

(2) 写しの作成方法

原則として、原本を乾式複写機で複写したものを交付する。写しの作成は、対象公文書の原寸により行うものであるが、請求者から申出があったときは、可能な範囲で請求者が希望する版で交付する。

6 フィルムの公開方法

当該フィルムを閲覧に供する。

7 スライドの公開方法

当該スライドを閲覧に供する。

8 マイクロフィルムの公開方法

専用機器により映写することにより視聴に供する。ただし、これにより難しいときは、A3版以下の大きさに印刷したものにより閲覧に供し、写しの交付についてはA3版までの用紙に印刷したものを交付する。

9 電磁的記録の公開方法

電磁的記録については、施行規則第5条第1項において、次のとおり定めている。

次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算組織に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

(1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(3) 電磁的記録を条例第14条第2項第2号に規定する光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付

※ 条例第14条第2項第2号に規定する光ディスクは、直径120ミリメートル

のコンパクトディスクレコーダブル又はDVDレコーダブルディスクをいう。

10 閲覧及び写しの交付の留意事項

- (1) 公文書の写しの交付の部数は、1件につき1部とする。
- (2) 画面のハードコピーによる閲覧及び写しの交付は行わない。
- (3) 請求者が持参する媒体を使用して交付することは認めない。
- (4) データを複写する場合、ファイル形式等は、原則として変更しない。
- (5) 請求者が、郵送による写しの交付を希望している場合には、写しの交付を要する公文書の該当する部分と、写しの作成のページ数及びその費用の確認を電話等により十分行った上で、現金又は為替証書及び写しの郵送に要する切手の送付を求め、現金又は為替証書が届いてから、請求に係る公文書の写し及び領収書を、請求者宛てに送付する。
- (6) 公文書は、実施機関が現に「管理しているもの」であるから、公開請求に対して新たに公文書の作成をして、閲覧及び写しの交付に供するものではない。電磁的記録についても、現状の事務処理と異なる新たなプログラムでもって公文書を作成するものではない。

第 14 条 手数料等

- 第 14 条 前条第 1 項の規定による公開に係る手数料は、次項から第 5 項までに規定するものを除き、無料とする。
- 2 写しの交付により公文書の公開を受ける者は、次の各号に掲げる写しの作成の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 複写機による写しの作成（日本産業規格 A 列 3 番及び 4 番並びに B 列 4 番及び 5 番の用紙への複写に限る。） 1 枚につき、モノクロ単色刷りにあつては 10 円、多色刷りにあつては 20 円
- (2) 規則で定める光ディスクへの複写による作成 1 枚につき 100 円
- (3) その他の方法による写しの作成 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める額
- 3 前項第 1 号の場合において、用紙の両面に複写する場合については、片面を 1 枚として計算する。
- 4 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第 2 項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 写しの交付により公文書の公開を受ける者は、第 2 項に規定するもののほか、送付に要する費用を納付して、公文書の写しの送付を求めることができる。
- 6 第 2 項から前項までの規定は、第 3 条第 3 項の規定による情報の提供並びに第 5 条第 2 項の申出に係る公文書の写しの交付及び送付について準用する。

【趣旨】

本条は、公文書の公開に係る手数料その他の費用の負担について定めたものである。

【解釈】

第 1 項関係

本項は、条例の趣旨、目的から、公開に係る手数料のうち、請求に係る手数料を無料とすることを定めたものである。

第 2 項関係

本項は、請求者が公文書の写しの交付を受ける場合における当該写しの作成に要する費用の負担（交付に係る手数料）について定めたものである。

公文書の種類	写しの作成方法		費用の額
文書、図画及び写真	複写機による写しの作成 （日本産業規格 A 列 3 番	モノクロ 単色刷り	1 枚につき 10 円

	及び4番並びにB列4番 及び5番の用紙への複写 に限る。)	多色刷り	1枚につき 20円
電磁的記録	規則で定める光ディスク（CD/DVD） への複写による作成		1枚につき 100円

※その他の方法による写しの作成に係る手数料については、電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める額とする。なお、物価の変動、技術の進歩により複写方法の変更があった場合は、必要に応じて手数料の額を見直すこととする。

第3項関係

用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算することを定めたものである。

第4項関係

本項は、第2項及び第3項に規定する写しの交付に係る手数料について、経済的困難その他特別の理由があると認めるときには、減額又は免除ができることとしたものである。減免を行う場合には、本項に規定する「経済的困難その他特別の理由があると認めるとき」に該当するか否かを判断する必要があるところ、具体的な減免の基準については、現時点では定めておらず、必要に応じて、本項の規定に基づいて要綱等を定めて対応することとなる。

第5項関係

本項は、請求者が公文書の写しの交付を受ける場合における当該写しの送付に要する費用の負担について定めたものである。

第6項関係

本項は、第3条第3項による情報提供を受ける者及び第5条第2項による申出者についても、第2項から第5項までの規定を準用し、手数料等に係る規定を適用することとしたものである。

【運用】

1 手数料等の徴収

- (1) 写しの作成に要する手数料は、現金又は為替証書によるものとする。
- (2) 写しの送付に要する費用は、現金、切手又は為替証書によるものとする。

2 手数料等の徴収に係る事務は、原則として法務ガバナンス室において行う。出

先機関等において写しの交付等を行う場合は、当該出先機関等（高槻市財務規則別表第1及び別表第2において当該手数料等を収納できるとされている出納員等を置く所属）において徴収することができる。

歳入科目（一般会計の場合）

（款）使用料及び手数料	（項）手数料	（目）総務手数料	（節）総務管理
手数料	（細節）情報公開等手数料		

第3章 審査請求等

第15条 審査請求の処置

- 第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用しない。
- 2 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。
- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- 3 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条は、第11条第1項の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があったときの救済手続について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

本項は、条例に基づく公開決定等の処分又は公開請求に係る不作為に対し、審査請求がなされた場合については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続を適用しないことを定めたものである。

これは、行政不服審査制度では、審理の公正性、客観性を確保するために「審理員による審理手続」及び「行政不服審査会による審査手続」が導入されているが、条例に基づく公開決定等の処分に関しては、高槻市行政不服等審査会条例第6条の規定により審査会において「インカメラ審理」等の調査権限を行使し、実施機関が行った処分の妥当性を第三者の視点から判断できる仕組みが担保されていることや、公開請求に係る不作為に関しても「一定の処分をすべきか否か」を審査できる点で、処分に対する審査請求と機能的に類似していることを考慮したためである。

第2項関係

- 1 本項は、実施機関が行った公開決定等に対して行う審査請求の裁決に際して、審査会の審議を求めることにより、当該審査請求に対する裁決の適正さを保つために定めたものである。

- 2 実施機関は、公開請求に対する公開決定等に対して行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が明らかに不適法である場合や実施機関が自主的に審査請求に係る公文書の全部を公開する場合（第三者が反対意見書を提出している場合を除く。）を除き、審査会に諮問して、その答申を得なければならない。
- 3 「審査請求が不適法であり、却下するとき」には、次のような場合がある。
 - (1) 審査請求期間（審査請求に係る処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）経過後にされた審査請求であるとき。
 - (2) 不服申立適格のない者からの審査請求であるとき。
- 4 第2号は、審査請求人の主張を全面的に認め、非公開とした判断が違法又は不当であり、公開することが相当であることを理由として非公開決定を取り消す場合をいい、審査会への諮問は要しない。ただし、第12条第3項に規定する第三者からの反対意見書が提出されている場合には、諮問をしなければならない。

第3項関係

本項は、実施機関が審査会の答申を得たときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない旨を定めたものである。

【運用】

第1項関係

審理員による審理手続が採られなければ、当然に審理員意見書も作成されないため、行政不服審査法第43条第1項の規定による審査会への諮問は不要となる。

第2項関係

条例に基づく処分又は不作為に係る審査請求があった場合は、本項に基づいて審査会に諮問することとなる。審査請求に係る事務処理は、次のとおりとする。

1 審査請求の窓口

審査請求は、原則として当該処分を行った実施機関又は審査を行う実施機関に対して行うものであるが、審査請求人の利便及び統一的運用を図る必要があることから、法務ガバナンス室窓口において受け付ける。

2 審査請求の受付

- (1) 実施機関は、審査請求書の記載内容を審査し不備があるときは、審査請求人に対し補正を求めるものとする。審査請求をすることができる期間を経過した後に審査請求がなされたものであるなど不適法であるときは、却下の裁決を行う。
- (2) 審査請求は、公開決定等の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に行わなければならない。

- (3) 審査請求は書面によることを要し、審査すべき行政庁が処分庁又は不作為庁でない場合には、正副 2 通の提出が必要である。
- (4) 審査請求書には次の事項を記載しなければならない。
 - ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
 - イ 審査請求に係る処分の内容
 - ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
 - エ 審査請求の趣旨及び理由
 - オ 教示の有無及びその内容
 - カ 審査請求の年月日

3 審査会への諮問

実施機関は、法務ガバナンス室から審査請求書の送付を受けたときは、その審査請求が明らかに不適法である場合を除き、次の資料を添えて速やかに審査会に当該審査請求に対する裁決について諮問する。

- (1) 審査請求書及びその添付書類の写し
- (2) 公文書公開請求書の写し
- (3) 非公開決定等の通知書の写し
- (4) その他審査請求の審査を行う上で必要と認められる資料

第 3 項関係

- 1 実施機関は、審査会の答申を得たときは、これを尊重して速やかに審査請求に対する裁決を行い、審査請求人に対し裁決書の謄本を送付する。
- 2 公開決定等の対象となる公文書に第三者情報が含まれている場合には、第 17 条に規定する第三者への手続が必要となる。

第 16 条 諮問をした旨の通知

第 16 条 前条第 2 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、第 15 条の規定により審査会に諮問した実施機関に対し、諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを義務付けることを定めたものである。

【解釈】

第 1 号関係

- 1 「審査請求人」とは、公開決定等に対する審査請求をした者をいう。通常は、請求者が全部又は一部を非公開とした決定について行う場合が予想されるが、公開に反対の意見書を提出した第三者が全部又は一部を公開する旨の決定に対して行う場合も考えられる。
- 2 「参加人」とは、行政不服審査法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、諮問した実施機関の許可を得て、又は諮問した実施機関の求めに応じ、当該不服審査手続に利害関係人として参加したものをいう。請求者が審査請求人の場合は、反対意見書を提出した第三者が参加人になることが、また、当該第三者が審査請求人の場合は請求者が参加人になることが想定される。

第 2 号関係

本号は、公開に反対の意見書を提出した第三者が全部又は一部を公開する旨の決定に対して審査請求を行う場合に、請求者に参加の機会を与えることを目的とするものである。

第 3 号関係

本号は、請求者が非公開決定を不服として、その取消しを求めた場合に、公開決定等について反対意見書を提出した第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

第17条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第17条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る非公開決定等を変更し、当該非公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が記録されている公文書の公開決定に対する当該第三者からの審査請求を却下若しくは棄却する場合又は非公開決定等を変更して公文書を公開する場合に、当該第三者に争訟を行う機会を確保することを定めたものである。

【解釈】

第12条第3項は、第三者に関する情報が記録されている公文書について公開決定を行う場合であって、当該第三者が当該公文書の公開について反対意見書を提出しているときは、公開決定を行った日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、公開決定後直ちに、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知することにより、当該第三者に争訟を行う機会を付与するものである。

本条は、この趣旨を踏まえ、第三者に関する情報が記録された公文書に係る審査請求について裁決がなされ、結果として当該第三者に関する情報が公開されることとなる場合においても、当該第三者に対し争訟を行う機会を付与することを目的としている。

第1号関係

本号は、第三者に関する情報が記録された公文書の公開決定に対し当該第三者から審査請求が提起されたが、当該審査請求が却下又は棄却され、結果として、当該公文書が公開されることとなる場合は、第12条第3項を準用する旨を定めたものである。

第2号関係

本号は、第三者に関する情報が記録された公文書を非公開とする旨の決定（第三者に関する情報の部分を非公開とする部分公開決定を含む。）に対し審査請求が提起されることとなる場合においても、第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示しているときは、第12条第3項の規定を準用する旨を定めたものである。

【運用】

- 1 本条の規定による第三者に対して行う通知は、審査請求に係る第三者情報の公開決定に関する通知書（様式第12号）により行う。
- 2 第2号の「第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合」とは、原処分を行う過程で第三者が反対意見書を提出している場合に、第16条の規定により諮問をした旨の通知を受け、当該第三者が参加人として参加した場合に限るものとする。
- 3 条例第12条第3項中「公開決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えるものとし、裁決は、行政不服審査法第51条第1項の規定により、審査請求人に送達することによってその効力を生じるとされているので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日となるものである。

第4章 総合的な情報公開の推進

第18条 情報提供の推進

第18条 実施機関は、市の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により市民に明らかにされるよう、情報の提供の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、総合的な情報公開の推進を図るため、市の保有する情報を積極的に提供していくことについて定めたものである。

【解釈】

本条は、開かれた市政を実現するためには、市の保有する情報を、市民からの公文書公開請求を待つことなく、分かりやすい形で適時に提供し、市が積極的に情報提供の推進に努めていかなければならないことを明らかにしたものである。

【運用】

1 「総合的な情報公開の推進」のためには、公文書の公開請求制度と市の側からの積極的な情報の提供が相互に補完し合いながら機能するよう適切に運用していく必要がある。

2 基本的計画の公表等

実施機関は、市政に関する基本的な計画や施策などを策定した場合は、適時に、かつ、適切な方法により公表するなど、積極的に情報提供の推進に努めなければならない。

3 情報提供の方法

情報の提供を実施する方法として、広報紙の発行、各種行政資料の刊行、市のホームページへの掲載、放送番組の提供など多様な媒体を活用した中で広く市民に提供するものとする。

なお、実施機関が行う情報提供については、「第3 情報提供事務」(p. 13)を参照のこと。

4 公開情報の情報提供

公開請求により全部公開した公文書は、再度公開請求がなされても同様に公開となるものであるから、複数回公開請求がなされた場合は、事務の効率化を図るため、実施機関は情報提供により応じるものとする。

第 19 条 会議の公開

第 19 条 実施機関は、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な運営を確保するため、附属機関及びこれに準ずる機関の会議の公開に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市政運営において重要な役割を果たしている各種の審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議について、公開に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 審議会等の附属機関やこれに準ずる機関は、政策決定等の市政運営に大きな役割を果たしており、その審議過程等を公開することは市政の透明性を高め、開かれた市政を推進する上で重要な意義をもっている。本条は、このような審議会等の会議について、原則として公開とする基本的な考えを定めたものである。
- 2 「附属機関」とは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長その他の執行機関に置かれる附属機関をいう。
- 3 「これに準ずる機関」とは、要綱等により市長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずるものをいう。

【運用】

- 1 本市では会議の公開に関する基本的な事項は、「審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）」を定めており、指針に基づいて会議の公開制度を実施するものとする。
- 2 会議の公開又は非公開の決定は、指針に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- 3 その他会議の公開に関する事項については、指針によるものとする。

第20条 出資法人等の情報の公開

第20条 市が出資している法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 出資法人（実施機関が定めるものに限る。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画、写真、フィルム、スライド及び電磁的記録の公開について、公開の申出手続、申出に係る回答に対する異議の申出手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとする。

4 実施機関は、前項の出資法人に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他情報の公開に関し必要となる事項について指導するものとする。

5 第3項の出資法人は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、実施機関に対し助言を求めることができる。

6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

7 前各項の規定は、地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者（第3項の出資法人を除く。）が公の施設の管理を行う場合に取り扱う情報の公開について準用する。

【趣旨】

本条は、市が出資している法人については、条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めなければならないこと、実施機関は、出資法人に対して情報の公開に関して指導等を行うことを定めるとともに、指定管理者についても、公の施設の管理を行う場合に取り扱う情報の公開について、出資法人と同様の規定を準用することを定めたものである。

【解釈】

第1項関係

1 出資法人は、個別法に根拠を持つ独立した法人であり、条例の実施機関とすることは困難である。しかし、市が財政的な支援や職員の派遣などをしており、事業内容も市の事業の一部を担っているなど、市の行政と密接な関係にある。このため、開かれた市政を推進していくには、これらの出資法人についても、条例の趣旨にのっとり、自主的に情報の公開に努めなければならないことを定めたものである。

2 本項により情報の公開に努めなければならない出資法人は、市が出資する全ての法人とする。

第2項関係

- 1 本項は、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう、実施機関が必要な措置を講じることを定めたものである。
- 2 「情報の公開が推進されるよう必要な措置」とは、出資法人の理事会、評議員会あるいは補助金等の交付時等、適時、条例等の趣旨を説明し、情報公開制度についての理解を促進すること及び出資法人の職員に対して情報公開制度についての研修を行うことなどが考えられる。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関が定める出資法人について、この条例の趣旨にのっとり、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対しての異議の申出手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めることを定めたものである。
- 2 本項で定める出資法人は、次に掲げるものとする。
 - (1) 高槻市土地開発公社
 - (2) 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団
 - (3) 公益財団法人高槻市都市交流協会(高槻市情報公開条例施行規則第9条)

第4項関係

本項は、第3項の出資法人に対し実施機関は、公開の申出等に関する規程（準則）を示すことにより、その整備、当該規程の適正な運用その他必要な指導をしなければならないことを定めたものである。

第5項関係

- 1 本項は、第3項の出資法人について、公開の申出に係る回答に対して異議の申出ができることを条例上明記することにより、公開の申出の実効性を確保しようとするものである。
- 2 第3項の出資法人は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該出資法人を定めた実施機関に対して助言を求めることができることを定めたものである。

第6項関係

本項は、第3項の出資法人から助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができることを定めたものである。

第7項関係

1 本項は、第1項から第6項までに定める出資法人に関する規定を、指定管理者が公の施設の管理を行う場合に扱う情報の公開についても準用することを定めたものである。

2 指定管理者制度は、従来の出資法人等への管理委託制度と比べ、対象を民間事業者にも広げ、利用許可の処分をなし得るとするなど、その性質を異にするところもあるものの、市が公の施設の管理を代行させるに当たり、指定管理者においても情報の公開措置が講じられなければならないという点では、出資法人と同様である。

したがって、公の施設の管理業務を通じて指定管理者が保有する情報の取扱いについては、出資法人と同様の規定を適用するものである。

3 「指定管理者（第3項の出資法人を除く。）」とは、指定管理者として指定された法人その他の団体であって、第3項の出資法人（4団体）以外のものをいう。

「第3項の出資法人を除く」こととしたのは、同項の出資法人は、指定管理者としての指定の有無にかかわらず、第1項から第6項までの規定が適用されるためである。

【運用】

1 第3項の出資法人の情報の公開は、各法人が主体的に行うものであるため、公開の申出の受付、公開・非公開の判断、公開の実施等について、各法人において行うものとする。

2 実施機関は、出資法人から異議の申出について第5項の規定に基づき助言を求められた場合において、異議の申出を認めることが妥当であると判断するときは、審査会に意見を聴くことなく、出資法人に対しその旨を回答するものとする。

3 審査会の意見を聴く場合の具体的な進め方については、諮問に基づく審査と同様とする。

4 出資法人に係る上記の運用は、指定管理者についても同様に行うものとする。

第5章 雑則

第21条 運用状況の公表

第21条 実施機関は、毎年この条例の運用状況について公表するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関が、条例の運用状況について一般に公表することにより、条例の適正な利用及び情報公開制度の健全な発展を推進することを定めたものである。

【解釈】

本条は、情報公開制度の実施状況を把握して今後の制度の公正な運営を確保するとともに、毎年1回これを広く市民に公表することにより、市民の理解と信頼を深め、市民による制度のより適正な利用と条例全体の健全な発展を図ることを目的としている。

【運用】

1 運用状況の公表は、次のとおり行うものとする。

(1) 公表の期限

翌年度の6月末日までとする。

(2) 公表の内容

ア 情報公開請求等の状況

イ 審査請求の状況

ウ 審査会の運営状況

エ 情報提供の状況

オ 審議会等の会議の公開状況

カ 出資法人等の情報公開の運用状況

キ その他必要な事項

(3) 公表の方法

本条の規定による公表は、市ホームページへの掲載により行うものとする（施行規則第10条）。各実施機関が報告し、又は公表する事項については、法務ガバナンス室において取りまとめ、統一的に報告し、又は公表するものとする。

第20条第3項で定める出資法人においても、公正な運営を確保し市民の理解と信頼を深めるため、運用状況を毎年1回市長に報告するものとし、これを受けた市長は実施機関の運用状況と合わせて広く市民に公表するものとする。

第 2 2 条 情報検索資料の作成等

第 2 2 条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関の管理する公文書を市民に明らかにするとともに、請求者が公開を求める公文書を特定するために、実施機関に対して、情報の検索に必要な文書目録の作成及びそれを一般の閲覧に供することを定めたものである。

【解釈】

「情報の検索に必要な資料」とは、「文書件名一覧」をいう。

【運用】

文書件名一覧は、法務ガバナンス室が取りまとめて市ホームページに公表するとともに、市民等からの情報の検索について相談に応じるものとする。

第23条 他の制度との調整

第23条 この条例は、法令により公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しないものとする。

【趣旨】

本条は、法令の規定により公文書の閲覧等の手続が別に定められている場合は、条例を適用しないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 条例の対象となる公文書であっても、他の制度で閲覧等が認められ、所定の手続が定められているものについては、両者の調整を図る必要があることから、閲覧等の手続が別に定められている限りにおいて、条例は適用しないことを定めたものである。
したがって、請求書の提出があっても、これを受け付けないものとする。
- 2 「法令」とは、第6条第1項第1号アの規定中のものと同義語である。
- 3 「閲覧若しくは縦覧又は写しの交付」とは、条例による公文書の閲覧又は写しの交付に相当する行為をいう。

閲覧等に相当する行為としては、台帳の閲覧等があり、写しの交付に相当する行為としては、謄本、抄本の交付、証明書の交付などがある。

- 4 「縦覧」とは、主として書類、名簿等について正確を期するため、関係人を通じて過誤の有無を検討させ、審査請求等の機会を与えるため、広く一般に見せることをいう。

縦覧の対象には、選挙人名簿、直接請求の署名簿、固定資産税の台帳等がある。

【運用】

法令により公文書の閲覧等の手続、対象者、期間等を限定的に定めている場合に、当該閲覧等の手続等によらない次のようなときは、法令による請求に当たらないので、公開請求に応ずるものとする。

- (1) 法令が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があったとき。

(法令が閲覧又は縦覧の手続のみを定めている例)

ア 都市計画法第20条第2項の規定による都市計画図書の縦覧

イ 建築基準法第93条の2による確認申請書に関する書類の閲覧

- (2) 法令が対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公開請求があったとき。

(法令が対象者を限定している例)

土地区画整理法第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係者）

- (3) 法令が閲覧等の期間を限定している場合において、当該期間外に公開請求があったとき。

(法令が請求期間を限定している例)

ア 地方税法第416条第1項本文の規定による土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧（毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間）

イ 都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

第 2 4 条 委任

第 2 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、条例の施行に関し必要な事項を定める権限を、各実施機関に委任することについて定めたものである。

【解釈】

条例に基づく事務に関して必要な事項は、各実施機関において規則、規程等により、定めるものである。

【運用】

条例を実施するに当たっての必要な事項の内容は、できる限り同一のものとすることが望まれることから、実施機関ごとに手続等が異なることのないよう、その制定、改正等に当たっては、整合性が図られるよう努めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の高槻市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によりされている公開請求は、改正後の高槻市情報公開条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定によりされている公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第1項の規定によりされている諮問は、新条例第15条第1項の規定によりされている諮問とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

【趣旨】

附則は、条例の施行期日及び条例改正に当たっての経過措置について定めたものである。

【解釈】

第1項関係

本項は、条例を平成15年12月1日から施行することについて定めたものである。

第2項関係

本項は、条例の施行の際、改正前の高槻市情報公開条例（以下「旧条例」という。）に基づき、現にされている公開請求であって、公開決定等がなされていないものについては、改正後の高槻市情報公開条例（以下「新条例」という。）に基づく公開請求とみなし、公開決定等を行うことを定めたものである。

第3項関係

本項は、条例の施行の際、旧条例に基づき現に審査会に対してなされている諮問であって、答申がなされていないものについては、新条例に基づく諮問とみなし、答申を行うことを定めたものである。

第4項関係

本項は、条例の施行日前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなすことを定めたものである。

附 則（平成１７年３月２５日条例第４号）

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

【趣旨】

この附則は、高槻市情報公開条例の一部を改正する条例（平成１７年３月２５日条例第４号）の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この附則は、この条例を平成１７年４月１日から施行することについて定めたものである。

附 則（平成１９年９月２７日条例第２１号）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

【趣旨】

この附則は、高槻市情報公開条例の一部を改正する条例（平成１９年９月２７日条例第２１号）の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この附則は、この条例を平成１９年１０月１日から施行することについて定めたものである。

附 則（平成２４年１２月１９日条例第３７号）

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

この附則は、高槻市情報公開条例の一部を改正する条例（平成２４年１２月１９日条例第３７号）の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この附則は、この条例を公布の日（平成２４年１２月１９日）から施行することについて定めたものである。

附 則（平成２６年１２月１９日条例第６５号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

【趣旨】

この附則は、高槻市情報公開条例の一部を改正する条例（平成２６年１２月１９日条例第６５号）の施行期日について定めたものである。

【解釈】

この附則は、この条例を平成２７年４月１日から施行することについて定めたものである。

附 則（平成２７年１２月１７日条例第５３号）

- １ この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日から施行する。
- ２ 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

【趣旨】

この附則は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成２７年１２月１７日条例第５３号。以下「条例第５３号」という。）により一部改正された高槻市情報公開条例の施行期日及び経過措置について定めたものである。

【解釈】

第１項関係

本項は、この条例を行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の施行の日から施行することについて定めたものである。

第２項関係

本項は、行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、条例第５３号の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又は条例第５３号の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例によることを定めたものである。

附 則（令和３年３月２６日条例第３号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 （略）
- 3 第２条の規定による改正後の高槻市情報公開条例第１１条の２の規定は、施行日以後にされた公開請求に係る公開決定等について適用し、施行日前にされた公開請求に係る公開決定等については、なお従前の例による。

【趣旨】

この附則は、高槻市個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例（令和３年３月２６日条例第３号）の施行期日について定めたものである。

【解釈】

第１項関係

本項は、この条例を令和３年４月１日から施行することについて定めたものである。

第３項関係

本項は、新条例第１１条の２の規定は、施行日以後にされた公開請求に係る公開決定等について適用し、施行日前にされた公開請求に係る公開決定等については、なお従前の例によることを定めたものである。

附 則（令和４年１２月２０日条例第２８号）抄

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（高槻市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条 前条の規定による改正前の高槻市情報公開条例（以下この条において「旧条例」という。）第１８条第１項に規定する高槻市情報公開審査会の委員であった者に係る旧条例第１９条第４項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 2 前条の規定の施行の際、現に旧条例第１５条第２項の規定によりされている旧条例第１８条第１項に規定する高槻市情報公開審査会への諮問は、前条の規定による改正後の高槻市情報公開条例第１５条第２項の規定によりされている附則第４条の規定による改正後の高槻市行政不服等審査会条例第１条に規定する高槻市行政不服等審査会への諮問とみなす。

【趣旨】

この附則は、高槻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年１２月２０日条例

第28号)の施行期日について定めたものである。

【解釈】

第1条関係

本条は、この条例を令和5年4月1日から施行することについて定めたものである。

第9条第1項関係

特別職の職員である附属機関の委員については、法令上、通則として守秘義務について定めた明文の規定がないところ、高槻市情報公開審査会の委員については、旧条例第20条第1項の規定によりインカメラ審理等の権限が与えられており秘密に属する事項に接する可能性があった。当該委員であった者については、旧条例第19条第4項において守秘義務が課せられていたところである。

これらの委員がその職務上知り得た秘密を漏らすことによって侵害される保護法益は、旧条例の廃止後においても不変であることから、本項において引き続き守秘義務を課すこととしたものである。

＜旧条例第19条第4項＞

審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解釈】

- 1 特別職である附属機関の委員には、法令上、守秘義務について定めた明文の規定がないが、次条の規定により公開決定等に係る公文書を直接見分する権限（インカメラ審理の権限）などが審査会に与えられていることに鑑み、委員の守秘義務を条例上定めたものである。
- 2 「職務上知り得た秘密」とは、委員が職務の遂行に関して知り得た秘密をいう。したがって、委員の職務と直接関係のない事項であっても、職務遂行に関連して知り得たものはこれに含まれるが、職務遂行とは全く無関係に知り得たものは含まれない。

第9条第2項関係

高槻市情報公開審査会について、施行の際に現に審査中の公開決定等に係る審査請求事案について、本項において経過措置を設けることにより、当該審査請求事案に係る審査については、高槻市行政不服等審査会において引き続き審査することとしたものである。

本項の規定により諮問を受けているとみなされる高槻市行政不服等審査会においては、施行日以後においても、実施機関の決定の適否を改正前の高槻市情報公開条例に基づき審査することとなる一方で、具体的な調査（いわゆるインカメラ審理、ヴォーン・インデックスの提出等）については、高槻市行政不服等審査会条例第6条の規定によって行われることとなる。

○高槻市情報公開条例

平成15年7月16日

条例第18号

改正 平成17年3月25日条例第4号

平成19年9月27日条例第21号

平成24年12月19日条例第37号

平成26年12月19日条例第65号

平成27年12月17日条例第53号

令和3年3月26日条例第3号

令和4年12月20日条例第28号

高槻市情報公開条例（昭和61年高槻市条例第40号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第14条）

第3章 審査請求等（第15条—第17条）

第4章 総合的な情報公開の推進（第18条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正で効率的な執行を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、スライド及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識

することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、実施機関において組織的に用いるものとして管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関が市民の利用に供することを目的として管理しているもの及び新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの

イ 実施機関が、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理しているもの

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるために一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

3 実施機関は、市民の生活の向上及び充実を図るため、公文書の公開と併せて市民が必要とする情報を迅速に提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例により保障された権利は、これを濫用してはならない。

2 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、前項の権利を正当に行使するとともに、それによって得た情報を適正に用いなければならない。

(平24条例37・一部改正)

第2章 公文書の公開

(公開請求権者等)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合に

においても、公文書の公開に努めるものとする。

(平 2 7 条例 5 3 ・ 一部改正)

(公文書の公開義務)

第 6 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合にあつては、当該氏名に係る部分を除く。

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動に関する情報を除く。

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）

内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (4) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (5) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- (6) 法令の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができない情報

- 2 実施機関は、非公開情報であっても、期間の経過により前項各号のいずれにも該当しなくなったものについては、公開しなければならない。

（平19条例21・平26条例65・一部改正）

（部分公開）

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、公文書を公開しなければならない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開し

ても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、実施機関が定めるところにより、その旨を高槻市行政不服等審査会条例(平成27年高槻市条例第54号)第1項に規定する高槻市行政不服等審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

(令4条例28・一部改正)

(公開請求の手続)

第10条 公開請求をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求に係る情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開の決定等)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により公開請求があったときは、当該請求があった日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の公開の可否の決定(第9条第1項の規定による公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことによる公開することができない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。)をしなければならない。この場合において、前条第2項の規定により補正を求めたときは、当該

補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、公開決定等をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定（第9条第1項の規定による公開請求を拒否する決定及び公開請求に係る公文書を保有していないことによる公開することができない旨の決定を含む。）又は一部を公開する旨の決定（以下これらを「非公開決定等」という。）をしたときは、その理由を記載した書面により、前項に規定する通知を行わなければならない。この場合において、非公開決定等をした公文書に記録された情報が第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、併せてその期日を記載しなければならない。
- 5 第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が公開決定等をしないときは、請求者は、公文書の全部を公開しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（公開決定等の期間の特例）

第11条の2 公開請求に係る公文書が著しく大量である場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合であつて、前条第1項に規定する期間に同条第2項に規定する日数を加えた期間内に当該公文書の全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、実施機関は、当該公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

- 2 実施機関が前項後段の規定による通知をした場合においては、前条第1項、第2項及び第5項の規定は、適用しない。

（令3条例3・追加）

（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）

第12条 公開請求に係る公文書に市の機関、国等及び請求者以外のもの（以下この条、第

16条及び第17条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第1号イ又は同項第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第13条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開は、実施機関が第11条第3項に規定する通知において指定する日時及び場所において、当該公文書が、文書、図画、写真、フィルム及びスライドにあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開することにより当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、第7条第1項の規定により公文書を公開するときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧させ、又はその写しを交付することができる。

（手数料等）

第14条 前条第1項の規定による公開に係る手数料は、次項から第5項までに規定するものを除き、無料とする。

2 写しの交付により公文書の公開を受ける者は、次の各号に掲げる写しの作成の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 複写機による写しの作成（日本産業規格A列3番及び4番並びにB列4番及び5番の用紙への複写に限る。） 1枚につき、モノクロ単色刷りにあつては10円、多色刷りにあつては20円

(2) 規則で定める光ディスクへの複写による作成 1枚につき100円

(3) その他の方法による写しの作成 電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める額

3 前項第1号の場合において、用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として計算する。

4 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第2項の手数を減額し、又は免除することができる。

5 写しの交付により公文書の公開を受ける者は、第2項に規定するもののほか、送付に要する費用を納付して、公文書の写しの送付を求めることができる。

6 第2項から前項までの規定は、第3条第3項の規定による情報の提供並びに第5条第2項の申出に係る公文書の写しの交付及び送付について準用する。

（令4条例28・一部改正）

第3章 審査請求等

（平27条例53・改称）

（審査請求の処置）

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用しない。

2 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつた場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

3 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し

て、速やかに、審査請求に対する裁決をしなければならない。

(平 2 7 条例 5 3 ・ 令 4 条例 2 8 ・ 一部改正)

(諮問をした旨の通知)

第 1 6 条 前条第 2 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(平 2 7 条例 5 3 ・ 令 4 条例 2 8 ・ 一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第 1 7 条 第 1 2 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る非公開決定等を変更し、当該非公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平 2 7 条例 5 3 ・ 一部改正)

第 4 章 総合的な情報公開の推進

(情報提供の推進)

第 1 8 条 実施機関は、市の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法により市民に明らかにされるよう、情報の提供の推進に努めなければならない。

(令 4 条例 2 8 ・ 旧第 2 3 条繰上)

(会議の公開)

第 1 9 条 実施機関は、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な運営を確保するため、附属機関及びこれに準ずる機関の会議の公開に努めなければならない。

(令 4 条例 2 8 ・ 旧第 2 4 条繰上)

(出資法人等の情報の公開)

第 2 0 条 市が出資している法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資法人の保有する情報の公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 出資法人（実施機関が定めるものに限る。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画、写真、フィルム、スライド及び電磁的記録の公開について、公開の申出手続、申出に係る回答に対する異議の申出手続その他必要な事項を定めた規程を整備するとともに、当該規程を適正に運用するよう努めるものとする。
- 4 実施機関は、前項の出資法人に対し、同項に定める規程の整備、当該規程の適正な運用その他情報の公開に関し必要となる事項について指導するものとする。
- 5 第3項の出資法人は、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、実施機関に対し助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。
- 7 前各項の規定は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（第3項の出資法人を除く。）が公の施設の管理を行う場合に取り扱う情報の公開について準用する。

（平17条例4・一部改正、令4条例28・旧第25条繰上）

第5章 雑則

（運用状況の公表）

第21条 実施機関は、毎年この条例の運用状況について公表するものとする。

（令4条例28・旧第26条繰上）

（情報検索資料の作成等）

第22条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（令4条例28・旧第27条繰上）

（他の制度との調整）

第23条 この条例は、法令により公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しないものとする。

（令4条例28・旧第28条繰上）

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（令4条例28・旧第29条繰上）

附 則

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の高槻市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によりされている公開請求は、改正後の高槻市情報公開条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定によりされている公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例第12条第1項の規定によりされている諮問は、新条例第15条第1項の規定によりされている諮問とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月25日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第21号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第65号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日条例第53号）

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日条例第3号）抄

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後の高槻市情報公開条例第11条の2の規定は、施行日以後にされた公開請求に係る公開決定等について適用し、施行日前にされた公開請求に係る公開決定等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月20日条例第28号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（高槻市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 前条の規定による改正前の高槻市情報公開条例（以下この条において「旧条例」という。）第18条第1項に規定する高槻市情報公開審査会の委員であった者に係る旧条例

第19条第4項の規定によるその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 2 前条の規定の施行の際、現に旧条例第15条第2項の規定によりされている旧条例第18条第1項に規定する高槻市情報公開審査会への諮問は、前条の規定による改正後の高槻市情報公開条例第15条第2項の規定によりされている附則第4条の規定による改正後の高槻市行政不服等審査会条例第1条に規定する高槻市行政不服等審査会への諮問とみなす。

○高槻市情報公開条例施行規則

平成15年11月27日

規則第91号

改正 平成17年3月30日規則第13号

平成21年12月25日規則第58号

平成27年12月28日規則第71号

平成30年8月3日規則第42号

平成31年4月26日規則第27号

令和元年6月28日規則第11号

令和3年3月31日規則第22号

令和5年2月8日規則第1号

令和6年3月15日規則第6号

令和6年3月25日規則第11号

高槻市情報公開条例施行規則（昭和62年高槻市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市長が管理する公文書に係る高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（令5規則1・一部改正）

（公開請求の手続）

第2条 条例第10条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）公開の実施方法

（2）請求者の区分

2 条例第10条第1項の請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

（公開決定等の通知等）

第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

（1）公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第3号）

（2）公文書の一部を公開する旨の決定 公文書部分公開決定通知書（様式第4号）

（3）公文書の全部を公開しない旨の決定 公文書非公開決定通知書（様式第5号）

（4）条例第9条第1項の規定による公開請求を拒否する決定 公文書存否応答拒否決定通知書（様式第6号）

（5）公開請求に係る公文書を保有していないことによる公開することができない旨の決

定 公文書不存在による非公開決定通知書（様式第 7 号）

（令 5 規則 1 ・ 一部改正）

（公開決定等の期間の特例に関する通知）

第 3 条の 2 条例第 1 1 条の 2 第 1 項後段の規定による通知は、公開決定等の期間の特例に関する通知書（様式第 7 号の 2）により行うものとする。

（令 3 規則 2 2 ・ 追加）

（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等の通知）

第 4 条 条例第 1 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第 2 号に掲げる事項にあつては、同項に該当する場合に限る。）とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 条例第 1 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 1 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第 8 号）により行うものとする。

3 条例第 1 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する意見書は、公開に対する意見書（様式第 9 号）とする。

4 条例第 1 2 条第 3 項後段の規定による通知は、第三者情報の公開決定に関する通知書（様式第 1 0 号）により行うものとする。

（平 3 0 規則 4 2 ・ 令 3 規則 2 2 ・ 一部改正）

（公文書の公開の実施方法等）

第 5 条 条例第 1 3 条第 2 項に規定する実施機関の定める方法は、次に掲げる方法であつて、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。ただし、当該方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 電磁的記録を条例第 1 4 条第 2 項第 2 号に規定する光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

2 公文書（条例第 1 3 条第 3 項に規定する公文書を複製したものを含む。以下同じ。）

を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反するものに対し、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(平30規則42・令5規則1・一部改正)

(手数料)

第6条 条例第14条第2項第2号(同条第6項において準用する場合を含む。)の規則で定める光ディスクは、直径120ミリメートルのコンパクトディスクレコードブル又はDVDレコードブルディスクとする。

2 条例第14条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の手数料は、前納しなければならない。

(令5規則1・全改)

(写しの送付に要する費用の納付)

第7条 条例第14条第5項(同条第6項において準用する場合を含む。)の費用は、現金、郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法により納付しなければならない。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(令5規則1・全改)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第8条 条例第17条において準用する条例第12条第3項の規定による通知は、審査請求に係る第三者情報の公開決定に関する通知書(様式第11号)により行うものとする。

(平27規則71・令3規則22・一部改正、令5規則1・旧第9条繰上・一部改正)

(出資法人の情報公開)

第9条 条例第20条第3項に規定する実施機関が定める出資法人は、次に掲げる法人とする。

(1) 高槻市土地開発公社

(2) 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

(3) 公益財団法人高槻市都市交流協会

(運用状況の公表)

第10条 条例第21条の規定による公表は、市ホームページへの掲載その他市長が適当

と認める方法により行うものとする。

(令5規則1・旧第10条繰上・一部改正)

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

(令5規則1・旧第11条繰上)

附 則

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の高槻市情報公開条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項の規定により提出されている請求書は、この規則第2条第2項の規定により提出されている請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第3条の規定により送付され、又は交付された通知書は、この規則第3条の規定により送付され、又は交付された通知書とみなす。

附 則（平成17年3月30日規則第13号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、この規則による改正後の本則に掲げる規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成21年12月25日規則第58号）

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の高槻市個人情報保護条例施行規則別表及び高槻市情報公開条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の自己情報の開示請求並びに情報公開の請求及び情報提供の申出（以下「請求等」という。）に係る費用について適用し、同日前の請求等に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日規則第71号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整の上、改正後の本則に掲げる規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成30年8月3日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第27号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年5月1日から施行する。ただし、次条第2項、第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の本則に掲げる規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付等が行われる許可書等における施行日以後の日に係る年又は年度の表示について適用し、施行日前に交付等が行われた許可書等における年又は年度の表示及び施行日以後に交付等が行われる許可書等における施行日前の日に係る年又は年度の表示については、なお従前の例による。

2 前条ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間に交付等が行われる許可書等における施行日以後の日に係る年又は年度の表示については、前項の規定にかかわらず、新規則の規定の例によるものとする。

3 新規則（前項においてその例による場合を含む。）の様式による年又は年度の表示により難い許可書等については、前2項の規定にかかわらず、当分の間、年又は年度の表示について所要の調整を行うことができるものとする。

4 この規則の施行の際、現に改正前の本則に掲げる規則の様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整の上、新規則の様式により作成した用紙等として使用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月28日規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第22号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月8日規則第1号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日規則第6号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日規則第11号）抄

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 高槻市情報公開条例第20条第3項に規定する出資法人を定める規則（平成15年高槻市規則第93号）は、廃止する。

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

住 所
氏 名
請 求 者 { 法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名 }
電 話

高槻市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開の実施方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 その他 ()	☐ 郵送を希望
請求者の区分	1 市の区域内に住所を有する者 2 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (所在地) (名 称) 3 市の区域内に存する学校に在学する者 (所在地) (名 称) 4 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (所在地) (名 称) 5 上記1から4以外のもので、市の行政に利害関係を有するもの { 利害関係の内容 }	
公開請求に係る情報の内容		
備考		

注 「利害関係の内容」及び「公開請求に係る情報の内容」については、できるだけ具体的に記入してください。

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
令和 年 月 日

決 定 期 間 延 長 通 知 書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、高槻市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

公開請求に係る情報の内容	
延長後の決定期間満了日	令和 年 月 日
延長の理由	
担当する室又は課	(電話)

様式第 3 号（第 3 条関係）

第 号
令和 年 月 日

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、次のとおり公開することに決定しましたので、高槻市情報公開条例第 1 1 条第 3 項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	
公 文 書 の 件 名	
公 開 の 期 間	令和 年 月 日以降
公 開 の 実 施 場 所	
担 当 す る 室 又 は 課	(電話)

注 1 指定された公開の日時に来庁できない場合は、その旨を上記の担当する室又は課に連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第 4 号（第 3 条関係）

令和 第 年 月 日

公文書部分公開決定通知書

様
高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、次のとおりその一部を公開することに決定しましたので、高槻市情報公開条例第 11 条第 3 項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	
公文書の件名	
公開の期間	令和 年 月 日以降
公開の実施場所	
公開しないことに決定した部分	
公開しない理由	
※公開しないことに決定した部分の公開予定期日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

注 1 指定された公開の日時に来庁できない場合は、その旨を上記の担当する室又は課に連絡してください。

2 ※印の「公開しないことに決定した部分の公開予定期日」欄は、請求された公文書について、その一部を公開しないことに決定した理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記載していますので、その日以降に改めて当該公文書の公開を請求してください。

3 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第5号（第3条関係）

第 号
令和 年 月 日

公文書非公開決定通知書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定しましたので、高槻市情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	
公文書の件名	
公開しない理由	
※公開予定期日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

注 ※印の「公開予定期日」欄は、請求された公文書を公開しないことに決定した理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記載していますので、その日以降に改めて当該公文書の公開を請求してください。

様式第 6 号（第 3 条関係）

第 号
令和 年 月 日

公文書存否応答拒否決定通知書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することに決定しましたので、高槻市情報公開条例第 11 条第 3 項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	
請求を拒否する理由	
※拒否理由がなくなる予定 期日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

注 ※印の「拒否理由がなくなる予定期日」欄は、請求を拒否することに決定した理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記載していますので、その日以降に改めて当該公文書の公開を請求してください。

第 号
令和 年 月 日

公文書不存在による非公開決定通知書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、対象となる公文書を保有していないため公開することができませんので、高槻市情報公開条例第 11 条第 3 項の規定により通知します。

公開請求に係る情報の内容	
不 存 在 の 理 由	
担 当 す る 室 又 は 課	(電話)

(教示) この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 7 号の 2 (第 3 条の 2 関係)

令和 第 年 月 日

公開決定等の期間の特例に関する通知書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで請求された公文書の公開については、高槻市情報公開
条例第 1 1 条の 2 第 1 項の規定を適用しましたので、同項後段の規定により通知しま
す。

公開請求に係る情報の内容	
高槻市情報公開条例第 1 1 条の 2 第 1 項の規定を適用 する前の公開決定等の期間 満了日	令和 年 月 日
高槻市情報公開条例第 1 1 条の 2 第 1 項の規定を適用 する理由	
公開請求に係る公文書のう ちの相当の部分に係る公開 決定等の期間満了日	令和 年 月 日
残りの公文書について公開 決定等をする期限	令和 年 月 日
担 当 す る 室 又 は 課	(電話)

第 号
令和 年 月 日

第 三 者 意 見 照 会 書

様

高槻市長 印

あなた（貴団体）に関する情報が記載されている公文書について、高槻市情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により公開請求がありました。

つきましては、同条例第 12 条第 1 項（第 2 項）の規定により、この公文書の公開について高槻市長に対し意見書を提出することができますので、意見があれば、別紙「公開に対する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに「公開に対する意見書」の提出がない場合は、意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公 開 請 求 が あ っ た 日	令和 年 月 日
公開請求に係る情報の内容	
公 文 書 の 件 名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
高槻市情報公開条例第 12 条第 2 項の規定を適用する理由	高槻市情報公開条例第 12 条第 2 項第 号を適用（理由）
意 見 書 の 提 出 期 限	令和 年 月 日
意 見 書 提 出 先 （ 担 当 す る 室 又 は 課 ）	所在地 担当する室又は課 (電話)

様式第9号（第4条関係）

公開に対する意見書

令和 年 月 日

（宛先）高 槻 市 長

提出者 住所
氏 名
（ 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所
の所在地、その名称及び代表者の氏名 ）
電 話

令和 年 月 日付け 第 号で照会のありました公文書の公開について、次のとおり意見を述べます。

公開請求に係る公文書の件名	
公文書の公開決定等に対する意見	1 公開してもよい。 2 公開に反対する。 3 その他（ ）
公文書の公開決定等に対する意見の理由 （ 上記で2又は3を選択した場合に記載してください。 ）	
備考	

第 号
令和 年 月 日

第三者情報の公開決定に関する通知書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付け意見をいただいたあなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、高槻市情報公開条例第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
公開決定をしたあなた（貴団体）の情報の内容	
公 開 決 定 を し た 理 由	
公 開 の 年 月 日	令和 年 月 日
担 当 す る 室 又 は 課	（電話 ）

（教示） この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 号
令和 年 月 日

審査請求に係る第三者情報の公開決定に関する通知書

様

高槻市長 印

あなた（貴団体）に関する情報が記録されている公文書については、次のとおり公開することに決定しましたので、高槻市情報公開条例第 1 7 条において準用する同条例第 1 2 条第 3 項の規定により通知します。

公 文 書 の 件 名	
公開決定をしたあなた（貴団体）の情報の内容	
公開決定をした理由	
公 開 の 年 月 日	令和 年 月 日
担 当 す る 室 又 は 課	（電話 ）

（教示） 審査請求に対する裁決に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、高槻市を被告として（高槻市長が被告の代表者となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

参考様式

公 文 書 公 開 申 出 書

令和 年 月 日

(宛先) 高 槻 市 長

住 所
氏 名
申 出 者 { 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、その名称及び代表者の氏名
電 話

高槻市情報公開条例第5条第2項の規定により、次のとおり公文書の公開の申出をします。

公 開 の 実 施 方 法	1 閲覧 2 写しの交付 3 その他 ()	☐ 郵送を希望
申出に係る情報の内容		
備考		

注 「申出に係る情報の内容」については、できるだけ具体的に記入してください。

第 号
令和 年 月 日

公文書公開申出回答書

様

高槻市長

印

令和 年 月 日付けで申出のあった公文書の公開については、次のとおり回答します。

回 答 の 種 別	1 公開 2 部分公開 3 非公開 4 不存在
申出に係る情報の内容	
公文書の件名	
公開の期間	令和 年 月 日以降
公開の実施場所	
公開しないことに決定した部分	
公開しない理由又は不存在の理由	
※公開しないことに決定した部分の公開予定期日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)
備 考	

注1 指定された公開の日時に来庁できない場合は、上記の担当する室又は課に連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この回答書を提示してください。

3 ※印の「公開しないことに決定した部分の公開予定期日」欄は、申出をされた公文書について、その一部を公開しないことにした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記載していますので、その日以降に改めて当該公文書の公開の申出をしてください。

第 号

令和 年 月 日

公文書存否応答拒否回答書

様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けで申出のあった公文書の公開については、公文書の存否を明らかにしないで申出を拒否することとしたので、次のとおり回答します。

公開申出に係る情報の内容	
申出を拒否する理由	
※拒否理由がなくなる予定 期日	令和 年 月 日
担当する室又は課	(電話)

注 ※印の「拒否理由がなくなる予定期日」欄は、申出を拒否することに決定した理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にその期日を記載していますので、その日以降に改めて当該公文書の公開の申出をしてください。

第 号

令和 年 月 日

公文書存否応答拒否決定報告書

高槻市行政不服等審査会会長 様

高槻市長 印

令和 年 月 日付けの請求に対し、高槻市情報公開条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することに決定しましたので、同条第2項の規定により報告します。

公開請求に係る情報の内容	
請求を拒否する理由	
担当する室又は課	(電話)

第 号
令和 年 月 日

公 文 書 公 開 請 求 書 の 補 正 通 知 書

様

高槻市長 印

あなたが令和 年 月 日付けで提出された公文書公開請求書は、次のとおり
不備がありますので、高槻市情報公開条例第10条第2項の規定により補正を求めます。

補 正 を す る 事 項	
補 正 書 の 提 出 期 限	令和 年 月 日
添 付 書 類	
補 正 書 提 出 先 (担 当 す る 室 又 は 課)	所在地 担当する室又は課 (電 話)

公 文 書 公 開 請 求 取 下 げ 書

令和 年 月 日

(宛先) 高槻市長

請求者

住所

氏名

(電話

)

〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、その名称
及び代表者の氏名 〕

高槻市情報公開条例第10条第1項の規定により、令和 年 月 日に行った下記の公文書の
公開請求については、これを取り下げます。

記

公開請求に係る情報の内容

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深めるとともに、市政の諸活動を市民に説明する責務を果たし、開かれた市政の推進を図り、もって市民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。

2 定義

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により市長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関

3 会議の公開

会議は、原則として公開する。

4 非公開の会議

前項の規定にかかわらず、会議が専ら審査請求又は調停に係るものである場合にあっては、これを非公開とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、公開することができる。

- (1) 審査請求に係る口頭審理等について、当該審査請求人から公開の申立てがなされたとき。
- (2) 調停に係る口頭審理等において、当該当事者の双方から公開の申立てがなされたとき。

5 公開しないことができる会議

第3項及び前項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあっては、会議を公開しないことができる。

- (1) 高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

6 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、前3項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

7 公開の方法等

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行う。
- (2) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるように、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材について、十分配慮する。

8 会議の開催の周知

- (1) 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、当該会議の開催予定日の1週間前までに、会議の開催について公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

(2) 会議の開催の公表は、広報紙への掲載、庁舎内の掲示その他適当な方法により行う。

(3) 会議の開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時及び場所
- ウ 傍聴に関する事項
- エ 問合せ先
- オ その他会議の長が必要と認める事項

9 資料の閲覧等

(1) 会議の公開に当たっては、当該会議に付する会議の資料を原則として傍聴者の閲覧に供する。

(2) 当該資料に高槻市情報公開条例第6条第1項各号の規定により、公開しないことができる情報が含まれている場合は、この限りでない。

10 会議録の作成

(1) 審議会等は、会議の終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(2) 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日時
- ウ 会議の開催場所
- エ 会議の公開の可否
- オ 傍聴者数（公開の場合）
- カ 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- キ 出席委員
- ク 会議の議題
- ケ 配付資料
- コ 審議等の内容
- サ その他必要な事項

11 会議録の閲覧等

審議会等は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努める。

12 運用状況の公表

市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年公表する。

13 特別の定めがある場合の取扱い

会議の公開等について法令又は条例等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

高槻市情報公開制度の手引（改訂版）

令和6年4月

編集・発行 高槻市総務部法務ガバナンス室
〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

TEL (072) 674-7322

この本は、再生紙を使用しています。